

第十三回 参議院農林委員會會議錄第十五号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
飯島通次郎君
加賀 操君
小林 孝平君
三橋八次郎君
松永 義雄君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農務課長 清井 正君
農林省畜産課長 寺内 祥一君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員 倉田 吉雄君
會專門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農地法案(内閣送付)

○農地法施行法案(内閣送付)

第九部 農林委員會會議錄第十五号 昭和二十七年三月十九日【参議院】

○農林政務次官(羽生三七君) それではこれより委員會を開きます。

昨日に引続きまして、農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案について質疑を願います。

○小林孝平君 昨日三橋委員から乾鰯倉庫についても農林倉庫と同様に利子の引下げをする意思がないかどうかという点を質問しましたのに対し、当局から只今のところではやる意思はなく、今後情勢を見てやるという御回答があつたのでありますけれども、この問題はこの前の前国会におきまして、當委員會から大藏大臣、農林大臣、内閣総理大臣宛に畜産対策に関する申入れを行ひまして、その際に特に今後乾鰯保管に對しまして資金の融通並びにその利子の補助について特段の考慮をすべきであるという申入れをいたしましたのに對しまして、農林大臣から當委員會に、乾鰯保管についてはその資金の融通について御趣旨に副うように努力したい。又利子その他の諸経費の補助については今直ちに困難と思はれるが、将来の情勢を見て必要に応じ善処したい、こういう回答があつたのであります。こういう回答が参りましたのに鑑みまして、私たちは今回のこの改正法律案の中から農林倉庫の利子を、農林倉庫の助成に関する資金の金利を引下げる際に、特に鰯

の保管を主たる目的としたものを除くというふうに、乾鰯倉庫の金利の引下げを除外しているというのは、この申入れ及び申入れに對する回答から考えまして、どうも納得が行かないところ、いうふうに考へてゐるのであります。特に我が党は衆議院においてはこの畜産価格安定法案に反對いたしましたのでありますけれども、私たちはこの申入れを當委員會においてやり、これに對する政府の誠意ある回答が参りましたので、特にこの法案に修正を加えてこの通過を図つたのであります。それで、そういういきさつから考へまして、私たちはどうしても今回この一般の農林倉庫と同様に乾鰯倉庫の金利も引下げるべきである。こういう考へ方を持つてゐるのであります。従つて私たちはこの改正法律案を修正いたしまして、乾鰯倉庫につきましても金利の引下げをするような修正をいたしたいと考へてゐるのであります。けれども、こういう修正をやりました際に、特に不都合があるかどうかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 実は二百億の金が必要になりましたのは、只今お話を畜産対策に對する申入れの前であつたと思ひます。これはまあ事務的の問題になります。その後こういう申入れに對しまして、農林倉庫の利子と同じように四分にするというところは、実は事務の手續の問題として間に合はなかつたので、農林倉庫だけについて四分にしてゐるのであります。従ひまして

支障の点と申しますれば、特別會計の收支計算で乾鰯倉庫に予定してあります金が、一般農林倉庫の十二億のほかに乾鰯倉庫の分として八千万円予定しておりますので、それに対しては利子収入は七分五厘で計算してゐるのを四分で計算しなければならぬということ、三分五厘の収入不足ということが起るのではないかと、いうふうに考へるのであります。

○委員長(羽生三七君) その点、その収入不足の分が具体的に予算そのものにどういふ關係を持つか、その辺をちよつと明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 利子収入といたしまして、二十七年年度の予定額は十二億七千五百九十万円になつてゐるのであります。従ひまして八千万円の三分五厘、それを貸付の實際から言つて、当初予算全部貸付をすれば二百八十万円くらいの収入減となります。が、順次貸付を行つて、平均半年の利子収入ということに考へますれば、その半分つまり百四十万円ばかりの収入不足になる。こういうことになるわけでありまして。

○小林孝平君 昨日並びに本日の御回答によりまして、この乾鰯倉庫に對しては利子の引下げをいたしまして、特別に支障があると考へられませんでした。私たちはこの点を修正いたしまして、乾鰯倉庫につきましても金利の引下げを行うのは至当であるといふふうに考へるものであります。これは

質問でありませんか……。

○政府委員(渡部伍良君) 只今の私の説明は予算の關係からでありまして、もう一つは、これはまあ事務取扱の上からの話であります。そのほかの費目につきまして、利子の引下げが非常に強い要望があるわけでありまして。まあ乾鰯倉庫の分だけでありまして、お話のような工合で大した金額の減にはならないと思ひますが、ほかに波及すると思ひますれば、これは收拾がつかなくなりまして、その点は事務の運行上困る。こういうことに考へます。

○片柳眞吉君 小林委員の修正案は後ほど全体で決定するわけでありまして、その際におきめたい。これは、八千万円の融資で、これだけでこの前の畜産価格安定法通過の際に農林大臣の回答に對する問題として、これだけでは極めて一部分にしかならないのであります。そこで農林當局、畜産局としては、乾鰯倉庫の融資が八千万円で足りるかどうかが、今年は八千万円ときまつておれば、今後はどれくらい計画を持つておられるか、八千万円で全部OKというのでは私は余りに少いと思ひます。その要望が一部実現することには私は異議はありませんけれども、畜産局のこの前の法律通過の際の政府の回答について、どういふような計画を持つておるか、これを第一に承りたいと思ひます。

それからもう一つは、今官房長から御答弁がありました。できれば皆安

くして欲しいことは当然であるのですね。そこでやはり他の均衡なり関連の問題が私は当然出て来ると思うのでありますが、そこで乾藪倉庫だけを入れるということについて、何か一応のけじめがありませんか、これは全部要求すれば結局通らないということになります。そこへ何らかのけじめをつけたいと思ひますが、そこでそれに関連して養蚕局にお尋ねしたいのは、穀物、農業倉庫のほうは農林省としても当初は助成金を強力に要求しておつたのであります。助成金が駄目になつた関係で、改善の策として四分で融資をするということになつたわけですが、この場合に農業倉庫と同様に乾藪倉庫も助成金の要求をされて、それが結局駄目になつたというように同じ経緯がありますれば、一つの私はけじめもつておきたいと思ひます。以上二点について伺いたいと思ひます。

○委員(羽生三十七君) 養蚕局長が丁度出席されておりますので、この際養蚕局側の御意見を承ることにいたします。

○政府委員(寺内祥一君) 只今の御質問の先ず第一点であります、二十七年年度の融資八千万円で、これで十分だとは私たちが思つておらないのでありますが、この前の国会におきまする当委員会からの御要望に対する答弁にも申上げてあります通り、乾藪倉庫の増設を図つて行きたいと思つておりまして、いろいろ努力いたしたのであります。

す。そのために二十六年よりも二十七年は倍額融資額を殖やすという処置をとつたのであります。なおどのくらい倉庫を建設するかという計画につきましても、資料があるものであります。実は明日養蚕関係もあると思ひまして、今日持つて参りましても、恐れ入りますが、明日ほかの資料と一緒に提出いたしまして御答弁いたしたいと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

それから第二点は、これはやはり農業倉庫と同様であります。補助金を出そうと思つたのでありますけれども、協同組合に対する補助金というものが認められませんでしたので、この融資というふうな経過になつております。

○片桐眞吉君 そうしますと、農業倉庫のほうは大抵十二億の融資で一応大体の計画が達成されるというのが昨日の答弁であつたわけですが、乾藪倉庫のほうは今養蚕局長の御答弁で行くと、八千万円ではとても全部は賅ひ切れないうことになると、やはり二十七年以降に於いてもこれは考慮しませんが、計画が全部が行かないわけではあります。そうなるて来ると、昨日委員長からも御質問をされた点であります、この改正案は二十七年に於いて貸付を行うものだけであつて、二十八年以降の問題は触れておられないわけではあります、そうすると新しい問題として、本年度は八千万円で止むを得んと思ひますが、二十八年以降の分をどうするかという問題が或る程度はつきりしませんと、昨日のいわゆる養蚕倉庫との関係はちぐはぐになると思ひますが、それをどうしようふにしたいらうか。それか

ら乾藪倉庫は補助金を要求したけれども駄目だつたということはわかりましたが、同じく農業倉庫で木炭を入れる木炭倉庫も、これもやはり助成金を要求して駄目になつたかどうか。これも要求しておると又木炭倉庫にも飛び火するということにもなりやせんかと思ひますが、林野庁がおいでになるようでありまして、わかつておりますれば、その辺の経過を一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 御承知のようになつておりましたので、養蚕局長の御答弁のあれになつておりましたので、相当助成金等をやりましたが、木炭等につきましても、資金で行く補助で行くかという問題はあります。あつたのであります、大蔵省までは出なかつたように記憶しております。

○片桐眞吉君 前段の質問は養蚕局長のほうから一つ……二十七年だけという問題ですと、どうしようふにそれを承知したらよろしいですか。

○政府委員(寺内祥一君) 養蚕局長といひましては、乾藪倉庫の資金計画といたしましては五十年計画を立てておるのであります、只今のような利子の問題ができません、これは二十八年以降も同様に取り扱つて行かなければならぬと思つております。

は気をつけにやならんと思つていたところが、丁度岩手県和賀郡の黒沢尻で自由党の代議士高田弥市さんが流用をして、二十数カ所の土建製材に使つたというので、今九人は逮捕されておるようであります、やがて官庁までも波及すると、こう書いてあるのですが、どういふ点からどうしたのか、伺いたい。

○政府委員(渡部伍良君) 先般の新聞で見まして、早速現地の調査をやつておりますが、まだ正確な報告が来ておりませんので、只今申上げるわけに参りません。

○岡村文四郎君 金を貸すのですから、回収が一番の肝心で、事業の計画も大事であります、回収をするのでないと、資金の財源も減りますし、非常に困るわけでありまして、農林省の今とつております方針は、事業が主体で、回収に余り重きをおいておらんではないかというように考えられる節があります、そういうことは……。

ありますので、実際の事務の運営その他につきましても機構をもつとはつきりしまして、遺憾のないようにしなければいけません。そうしますと、現在役所がこういう貸付の仕事をやつたのはいいか、或いは別にやはりはつきりした基本を作つて行くかという問題になつておるのであります、まだ結論には達しませんが、これは早急に、やはり金貸しでありますから、金貸しらしい仕事ができるような仕組みを作らなければ、累年貸付額が殖えて而も今度回収の事務がだん／＼殖えて行きますれば、現在のような役所がやることについて、相当私も疑問を持つておつて、今先の対策を考えております。

○岡村文四郎君 もう一つ伺ひたいしますが、いろいろ用途の用途の貸出にこだわつて言うのではありません、森林の伐採調整資金といふものが、これも審議する人も恐らく困つておるのではないかと思ひますが、あれをもう少しつきりして、申込も妙な申込書類を見ますと、何だか債券買入といふことを書いておるものもあるし、非常に面倒な資金なんです、もう少し判断が早くつきやすいような規格といふか、きめたほうがいいのじやないかと思ひますが、どういふものですか。

○政府委員(渡部伍良君) 伐採調整の金は算定が非常にむずかしいので、一応適齡に達しない森林の何といふか、年齢といふものか、大ききといふものか、そういうものを標準として、一定のその地方の評価額といふものをきめまして、それに一定のフアクター

をかけて、そうして伐採調整資金の借入限度をきめる、こういうふうなことをやつておきます。お話のようなこれは確かな森林組合にそういう査定をやらせて、それを県を通じて検討されて出して来ておるのであります。今年は森林法の施行が非常に押迫つて出ましたので、伐採調整の金の申請が出て来たのは今年に入ってからでありますので、今難詰して来ておりますが、これの出し方につきましては、更によく検討してみたい、こういうふうな考えます。

○岡村文四郎君 これは大体官房長も御存じと思いますが、課長は御存じと思いますが、実は非常に困つておるものがあります。これは小水力の資金の融通をいたしておりますが、発電所をこしらえるのでなくして、これは主として北海道のほうであります。絶対今後電氣をつくるという農業生産の上の必要があつてもやれないという事情が相当にあるわけでありまして、配電会社から電力供給の契約をして組合を作つて、送電設備をして電力をやる。こういうような計画を立てておりますが、それは大きな金になつております。現在農林省が貸してあります小水力の発電装置から送電装置までやるその金額と大体変らんくらの金額が必要なのであります。これは放つておいてはいつまでたつてもこれは電化されないで、この際何か協議をされて、そういう発電所をこしらえようにも場所がない。止むを得ず送電計画をして送電設備をしようと思つて、今申上げたように小水力の発電工事をやるほど金がかかる。こういうわけでは

ではできないと、こう断わるのが一番いい方法であります。併し断わつておつてもいかにですか、これは何か大臣のほうで方針をきめてもらうようにしないと、請願、陳情が幾らあつても今の金ではそういかにないような状態にあるし、放つておいては電氣がつくわけはないし、農業生産にも支障があるから、何らかこれは小水力発電というふうな一つ貸してやつてやることいいのではないかとと思つておりますが、何かそれに対してお考えがあるかどうか。

○政府委員(渡部伍良君) 配電設備に對して金を出してくれという要求は相当来ておりました。ただ金額は相当大きくなりまして、これをこの中に入れますと、もうすぐ五億や十億は出て来るだらう。実はどうしたものかというので今検討しておるのであります。若しそういうことをやるとしますれば、或いはこの金で農業用と申しますが、農村用というので一般的なこの金でやるのがいいのか、或いはその地帯はやはり今出て来ているのは相当大きいやつなんか出ているので金額が大きくなつていようであります。他の金も一緒にして、小水力資金で賄うというふうなことも考えなくちやいかなのじやないかというので今検討しておりますのであります。金のかさが相当かさばるので、実は閉口しておるような状態でありまして、できるだけ早い機会に何とか目鼻をつけたい、こういうふうな考へております。

ける農業倉庫の構造と申しますか、設計等は何か条件をおつけになるお考えが御座るかどうか。第二点は補修、改修をいたしました農業倉庫の発行する倉庫証券に對して日銀の適格担保たり得るかどうか、この二点をお伺いいたします。

○政府委員(渡部伍良君) 倉庫の構造について制限は附しません。ただ折角できるものでありますから、できるだけ完備した倉庫を作るような制度をしたと思つております。従つて大倉庫については鉄筋コンクリート、小倉庫では土蔵にして虫害、濕潤等を防ぐことが出来る、こういうようなものを作りたいと思ひます。第二の農業倉庫は日銀の適格担保の扱いができるかという、こういう問題であります。現在の分、又農業倉庫については日銀の適格担保の扱いができてないようでありまして、これは今後政府買上げ以外のものが相当増えることになりますれば、どうしてもその問題を解決せにやいかんことになると思ひますが、現在のところはまださういう考へはありません。

○委員長(羽生三七君) この法律案につきましては、先ほど小林委員から御発言もありましたように、農業倉庫のほかに乾蔵倉庫も含めるように修正をしたいという御意見も出、各派の委員の皆さんからもそれ／＼賛成の旨の御発言もありましたので、いづれこの問題は成規の手續をした上で議題に供することにして、本日は質疑はこの程度で打ち切りまして、次に次の議題に移りたいと思ひますが、よろしくお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 農地法案並びに農地法施行法案が提案になりましたので、この際政府から提案理由の説明を求めるところにいたします。

○政府委員(野原正勝君) 農地法案及び農地法施行法案の提案理由を説明申し上げます。

御承知の通り我が國の農地改革は戦後占領政策の重要な一環としてとり上げられ、すでに小作地の自作地化は二百万町歩、創設されました自作農は四百二十万戸を数える輝かしい成果を収め、世界的に高い評価を受け、ほぼ所期の目標を達成したわけでありまして、併しながら、これは自作農を急速且つ広汎に創設するという農地改革の第一段階を終つたといふことでありまして、この成果の維持という極めて困難且つ重要な事業は、なお今後の課題として残されていふのであります。この課題を解決して参りますためには、農地はその耕作者のみならずが所有することを中心として、而も農家経営の零細化を防ぎ、望ましい中堅自作農を育成して参りますことが肝要でありまして、この農地改革の原則を制度的に従来同様維持して参りますことが第一の方途となるわけでありまして、このためには、農地の所有権の移動を制限いたしまして、小作地の自作地化を一層促進し、自作農が再び小作化しないよう措置いたしますと共に、小作關係を調整して耕作者の地位の安定を図ることが必要であります。なお、経済的な困難からする自作農の転落については、低利長期の農地担保金融制度の実現が今後の課題として極めて重要であることは申すまでもないところであります。更に積極的な農地造成といたしまして、未墾地開拓の問題があります。すでに二百二十万町歩の未墾地を取得いたしまして、四十万町歩の開墾が行われたわけでありまして、この問題は食糧増産の見地からも、又、農家の三、三男対策、過少農対策の一環といたしまして、重要な意義を持つわけでありまして、農地改革の成果維持の方策の一部門として極めて重要な内容なものと考へるのであります。

以上申上げましたところを実施して参りますためには、これらを経済的に、且つ、法律的に確立いたしますことが必要でありまして、従来農地改革の法律の基盤となつておりましたのは、農地調整法、自作農創設特別措置法及びいわゆるボツダム政令でありまして自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の三法令であります。御承知の通り、講和條約の発効により、ボツダム政令は国内法に切り替へることとなりまして、この政令に代る新たな立法措置を必要とすることになつ

たわけであります。なお、従来の三法令はその構成が錯雑しておりまして、難解な点も多くありまして、これを機会に、三者の内容を整理統合いたしまして、農地改革の成果維持のための基本法として新たな立法措置を講ずることとしたわけでありました。

従いまして、この農地法案は、内容的には従来の三法令のそれと大差ないわけでありまして、その主な内容について御説明申し上げますと、第一に、既墾の農地につきまして、権利の設定、移転及び転用に許可制をとり、地主の小作地保有に制限を課しておりますのは、従来の同様であります。この制限に抵触する土地が生じたときは、一定期間内に譲渡するよう義務づけ、これを果さない場合にのみ国が買収するという簡易な方式に改めております。

第二に、小作地につきましては、耕作者の生産意欲を失いませんよう、賃借権の解除契約の制限、小作料の統制等は継続して行うこととしており、又、採草地、薪炭林等につきましては、従前通り利用権設定の調整を措置いたしております。先に申し上げました農地担保金融は新たな制度として法制化するに至りませんでしたので、今後の実現に委ね、差当つては自作地を国が買収し、直ちにこれを売り戻し、その代金を年賦払とすることにより金融同様の効果を収めるよう措置いたしております。

第三に、未墾地につきましては、従来その買収売渡の手續の法制化が十分でない点がございましたので、都道府県開拓審議会を全面的に干渉せしめることといたします等、その手續を慎重

且つ明瞭にいたしますと共に、売渡した後一定期間までは自由な処分を禁止いたしまして、開拓の成果の維持を保障することとしております。

第四に、農地改革によつて創設されました農地は、従来その他の農地と取扱を異にしておりまして、これを原則として同一の取扱をいたします等、全般的に諸手續の簡素化を図りますと共に、極力理解し易い表現によることに留意いたしたのであります。

第五に、国が現在までに取得いたしました未墾地のうち一部開拓に供し得ないものがあるため、これを旧所有者に返還いたすよう措置することといたしました。

以上がこの農地法案の主な内容でございますが、この法律案の施行に伴います経過措置と関係法律の改正を行う必要があるわけでありまして、その内容が多岐に亘りますのでこれを別に農地法施行法案として立案いたしましたわけでありました。

農地法案及び農地法施行法案の概略は概ね以上の通りでございますが、冒頭に申し上げました農地改革の成果の維持のため必要な措置の法制的部分を担当するものでありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 只今提案理由の説明を承つた両法案は相当広範囲な点に亘つておりますので、質疑等は他日に譲ることいたします。

○委員長(羽生三七君) 次に、先般提案理由の説明を聴取しました農業改良助長法の一部を改正する法律案についてその内容の説明を聞くことにしたいと思います。

○政府委員(清井正君) 先般政務次官より提案理由について御説明申し上げたのでございますが、なお少しく内容に亘りまして御説明申し上げたいと思ひます。

農業改良助長法の今回改正をお願いしたい点は、大きく分けて七つの事項に別れておるのでございまして、その第一の点は、資金の交付を受けることとの試験研究機関の数の制限を撤廃するということとあります。只今法律に基きまして、試験研究機関であつて都道府県の試験場以外のものにつきましては、総額の二割を超えてはならないという規定と、それから交付を受ける試験研究機関の数が七十五を越えてはならないという二つの制限があるのでございまして、今回の制限を撤廃いたしまして、資金の交付を受ける試験研究機関の数の制限を削りますと共に、交付資金総額の制限をも削りたい、こういうふうな考えをおるわけでありまして、即ち現在資金の交付対象が七十五というふうな考へておりますことは、実際問題といたしまして或る程度不便を感じておるようなわけでありまして、御承知の通り新制大学と、その他各種の試験研究機関が増加いたしておるのであります。七十五という制限を以ていたしましては非常な不便を感じるというふうな次第でありますので、この際この制限をはずしまして、必要な、而して適当と認める試験研究機関に對しましては、国から必要な資金を交付できるというふうにしたい、こういうふうな考へるわけでありまして、これに関連いた

しまして、又その資金の額も現在のところ総額の二割を超えてはならないという制限がございまして、これをもう少し緩和したい。こういうふうな考へるわけでありまして、

その次は、只今都道府県の農業試験場とそれから国の農業試験場との関係でございますが、現在すでに七つの地域に亘りまして国の地域試験場がありまして、その地域におきます特殊な応用的な試験研究をいたしますと共に、その地域内の各県の試験場とは常に密接な関連を持ちまして、試験研究の連絡なり調整なりいろいろいたして参りまして、密接な関連を持つてゐるのであります。この国の試験場と県の試験場との関連につきまして何ら規定がいたしてないののでございまして、この際この関係に即しまして、県の試験場は農業改良助長のために試験研究に關しまして、国立の地域農業試験場に対して必要な助言と努力を求めることができると、こういうふうな新しい規定を挿入したい、こういうふうに考へてゐるわけでございます。

それから第二点でございます。それからその次の点は、協同農業普及事業、即ち現在普及事業は国と県とが共同いたして実施いたす建前になつておるのでございまして、その内容を拡張いたしたいということでございまして、現在法律に基きまして農業改良普及員なり、生活改良普及員がその本来の活動でありましてその展覧会とか展示会とか、或いは共進会とか展示場の施設とか、そういうことについて補助をするという旨の規定をいたしておるのでありますが、それに関連

いたしまして、その次の教育施設であるとか、或いは青少年の教育施設であるとか、そういうことと裏腹をなすところの施設に對して現在すでに助成をいたしておりながら、法律の規定がありませんために、今回新たにその規定を入れまして、はつきり国が補助する事業であるということと法律上明記いたしたい、こういう趣旨に出ているのであります。その内容といたしましては、農業講習施設による改良普及員の養成と研修、それから青少年クラブの指導者その他普及活動に協力してこれを推進する農民育成に關しまして必要な助成をするということといたしたいのであります。又更に農業協同普及事業を遂行するためにいろいろな施設を整備いたす場合においてもこの際補助をいたすという規定を入れたのであります。現在予算で実行いたしておりますことを法律上裏打ちをいたしたい、こういう趣旨の規定でございます。

それからその次に考えますことは、専門技術員なり改良普及員がすでに相當の働きをいたして、それ／＼その目的を達成いたしつつあるのでございまして、その専門技術員及び改良普及員ということに關しまして例えれば農業改良助長法に法律上何らの規定がないのであります。そこで私もいたしましては、専門技術員なり改良普及員の今後の仕事に力を入れて、まず／＼農民の信用を博するためにはその裏押しであるところの法律にその地位なり或いは職務に關する規定を明記する必要があるというふうな考へる次第でございます。この際新たに規定を入れまし

たしまして、又その資金の額も現在のところ総額の二割を超えてはならないという制限がございまして、これをもう少し緩和したい。こういうふうな考へるわけでありまして、

その次は、只今都道府県の農業試験場とそれから国の農業試験場との関係でございますが、現在すでに七つの地域に亘りまして国の地域試験場がありまして、その地域におきます特殊な応用的な試験研究をいたしますと共に、その地域内の各県の試験場とは常に密接な関連を持ちまして、試験研究の連絡なり調整なりいろいろいたして参りまして、密接な関連を持つてゐるのであります。この国の試験場と県の試験場との関連につきまして何ら規定がいたしてないののでございまして、この際この関係に即しまして、県の試験場は農業改良助長のために試験研究に關しまして、国立の地域農業試験場に対して必要な助言と努力を求めることができると、こういうふうな新しい規定を挿入したい、こういうふうに考へてゐるわけでございます。

て、専門技術員及び改良普及員について、その身分と任務をはつきりいたすというのを考えたのであります。

更に又現在すでに実行いたしてあります。専門技術員になりまします場合においても、或いは又改良普及員になりまします場合においても、県において一定の試験をいたしてございまして、その試験で合格をいたした者の中から適当な者を採用いたすということにいたしてございまして、この専門技術員と改良普及員の任用に関する試験に關する規定をも、この際任用規定として一項目明記しておきたい、こういうふうなことを考へております。

それから最後は、今考へておりますところの普及事業に対する補助金の交付につきましている／＼の制限がございまして、或いは補助金につきましてはこれを建物の購入とか、建造とか、保全、修理等に使つてはならない、或いは土地の購入とか借入等に使つてはならないというふうな禁止規定があるものであります。すでにいわゆる農業講習施設等につきましては相当の建物の補修なり建設の補助金等も交付いたさなければならぬのであります。この際この流用禁止規定を緩和いたす必要がある、こういうふうなことを考へております。その規定を一項目挿入したい、こういうふうなことを考へております。

以上申し上げましたのが今回お願いいたしました農業改良助長法の改正に關する趣旨でございます。

○委員長(羽生三十七君) なお、これと關連して、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令案についても

説明を願うことにします。

○政府委員(清井正君) 只今御説明申し上げました中に、専門技術員と改良普及員につきましては、現にいたしてございまして、現にいたしてございまして、定めざる資格を有する者でなければ専門技術員又は改良普及員に任用されることができないという規定を法律上一項目挿入したい、こういうふうなことを考へてございまして、この政令で定める資格と申上げますのは、只今御説明申し上げましたいわゆる試験のこととでございます。その試験に關するところの政令案といたしまして、只今私も考へておりますことの概要を申し上げてみたいと思つております。

が、その第一は、専門技術員の任用資格の問題であります。只今専門技術員は県の試験という建前になっておるのであります。實際は大体数プロックに分れて、県と国が協力いたしてやつておるのでございまして、御承知のよう専門技術員は相当高級な技術者を要することでありまして、それ／＼の試験場に駐在いたしまして、国と改良普及員との連絡機関のような重要な仕事に當つておりますので、この際果の試験というふうなことを、大臣の行う試験というふうなことを訂正いたしたいと考へております。無論内容に差があるわけではございせんが、この際果の試験というよりも、むしろ国全体の一つの目で専門技術員というものを試験する必要がある、こういう建前からいたしまして、国の試験というふうなことに變更いたしたい、こういうふうなことを考へております。そういう只今のところは全部専門技術員にな

りますためには資格試験に合格しなければならぬということになっております。

りまして、何らのいわゆる例外がないのであります。一人残らず必ず試験に合格しなければならぬということになつておるのであります。実情を見ますと、必ずしもさうなことでないのでありまして、非常に学識経験等、相当有能な者と認めましても、試験を受けないうために、惜しい人物を任用できないということがあるので、この際一つ試験を受けなくても適當な資格を持つておる人は資格試験を受ける必要がないというところをはつきり認定いたしまして、そういう者をも試験を経ずして専門技術員に任用いたしたいというふうな、新たに試験によらざるという任用制度を開きたい、こういうふうなことを考へておるわけでありまして、そこでどういふ者を一体任用するかというところにつきましては、只今のところでは旧制の大学なり新制大学において農業又は家政に關する学科を修めまして、それから卒業後最近において七年以上一定の試験研究機関、又は学校において試験研究又は教員に從事した者というものを第一に挙げまして、学校を出てから七年以上上の試験なり或いは果の試験研究なり、或いは民間の大学等におきまして、試験研究機関の組織の中におきまして、研究なり教育に従事した者を先ず挙げたい。

七年以上と考へましたのは、これは大体学校を出まして七年くらい勤務いたした者が現在の専門技術員の大体の経歴の中頃程度にあらうので、この程度の者を以て資格にしたらば適當かと考へまして、七年以上といたしたのであります。

あります。

それからその次は、仮に大学を出まして、直ぐに果の行政を担当する課に参つたというふうな者があつて、こういう例えれば同じ学校を出ながら片一方は試験研究機関に行きました者、片一方は果の農業改良課、農務課に勤務した者、こういう者もあるわけでありまして、そういうふうな果の農業改良課なり農務課あたりに勤務いたしまして、技術に關する仕事ですが、同時に行政に關する仕事にタッチしておる、こういうふうな人たちはこの際適當と認め、併し任用しなければならぬと認めて、併しそういう人には七年という制限を十年というふうな少し上げまして、そういう者をも資格試験を受ける必要のない者としていたしたい、こういうふうなことを考へます。なお又この七年と十年が相互にコンビをいたしまして、或いは研究機関に三年、県庁の課に七年とか、そういうふうなコンビをするような場合、その他の／＼な場合が考へられますので、こういうふうな同等以上の学歴及び経験を有するものと農林大臣が認めた者はこれも又よろしい、こういうふうな規定をいたしまして、結局一定の資格を持つておる適任者は／＼専門技術員に拔擢したい、こういう趣旨に出るわけでありまして、その次は改良普及員のほうであります。これは御承知の通り直接農民と接觸いたしまして、改良の普及に従事いたしますときの普及員でございまして、このほうは大体現在通り各県で行なつておられますところの改良普及員の資格試験に合格した者ということとを條件といたすのであります。但しこ

れにつきましても、只今申し上げました通りのような、いわゆる資格試験を受けなくても資格のある者と認めた場合は例外的に認めようというふうに考へておるのであります。その第一といひましたのは、旧制大学或いは新制大学又は旧制の専門学校におきまして、農業又は家政に關する課程を修めまして、最近三年以上一定の試験研究機関又は学校において試験研究又は教育に従事した者というふうなことを考へておるのであります。このほうは三年以上というふうなことを考へておるのであります。それから更に先ほど説明したのと同様の趣旨から卒業後すぐに県庁の農業改良課、農務課あたりに行つた者につきましては、五年以上、その両方のコンビを考へまして、同等以上の学歴及び経験を有するものと農林大臣が認めた者はよろしい、こういうふうな趣旨に出るものであります。尤もこの点は現行法においても規定があるのであります。現在よりも若干きつめになつております。と申しますのは、現在も試験を受けなくても試験を受けた者とみなし得る制度をとつておりますが、それは中等学校を出た者を一応よろしいことにしておりますけれども、今回は中等学校を出た者というふうな制限をいたしたい、こういうふうなことを考へております。と申しますのは、本年までは大体改良普及員の充員のほうに重点がございまして、大體充員もできませんでした、今後は更に更に質の向上について考へたいと思つておりますので、若干その試験以外の任用において制限をいたしたい、こういう趣旨から出ておる

わけであります。

それからあととは経過規定といたしまして、この政令を施行する際に現に任用される資格を持つておる者はこの政令によつた資格を持つておる者と認めるといふふうに考へるということ、先ほど申上げた専門技術員試験を今度は国の試験にいたしますので、昭和二十七年年度において府県知事の行うところの専門技術員の資格試験に合格した者はその資格を有するものというよう経過規定をここに置きまして、万全を期したい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○委員長(羽生三七君) それでは本案につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

○片柳眞吉君 極めて細かい点についてであります、この改正法案の第十六條の規定を拜見しますと、補助金の割当期日がここにきめられておりますが、原則としては三月三十一日、ところが但書で予算成立の遅延のためでない場合には予算の成立後一カ月以内にこれを決定する、こうなつておりますが、これは一つ落ちておるのじやないかと思ひますが、年度の途中で修正予算等で新しく補助金が殖ええるとかという場合においては、やはり修正予算の成立後一カ月というふうには入らんと、何か予算の成立の遅延ではなくて年度の途中における修正予算の場合はどうなるのですか、極めて細かいことになりましたが、ちよつとそういう感じを持つております。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問でございますが、誠にその通りなんです。この十六條は補助金の割

当の期日といたしまして通常の予算をきめる場合を規定いたしております、三月三十一日というふうな考へておるのでございます、本日まではこれで行いたして参つたのでございませう。修正予算等のこともあつたのであります、その際は修正予算のきまつた日をとりまして、この規定の趣旨に準じまして実行いたしておる、こういう状況でございます。

○片柳眞吉君 これはあとで又御相談いたしまして、場合によつては修正案を出すかも知れませんが、むしろはつきりしたほうがよろしいのではないかとと思ひます。

それから第二條の交付金の対象になる試験研究機関の数の制限を撤廃いたしました説明がございましたが、現在のところどのくらいの予定になつておりますか。この補助の対象になるべき試験研究機関の数でございますね。

○政府委員(清井正君) この七十五場というふうにきめましたのは、これは試験研究機関の全部を含めて七十五ということでございませう、本年度即ち昭和二十六年年度予算で支出いたしました対象は都道府県の試験場が四十六、それから民間団体、これに極く僅かでございますが、それにいわゆる各種大学等を入れて、実際は四十三交付いたしておるのであります。四十六と四十三との合計八十九を対象にいたして補助金を交付いたしておるわけでありませう。併し法律上七十五というふうな制限をいたしておりますので、数機關を一つにまとめまして交付いたしておる、実行いたしておるわけでありませう。

○小林孝平君 私は専門技術員及び改良普及員の身分及び地位の確立について一つお尋ねをいたしたいと思ひます。この農業改良助長法が制定されております、而も同法の第十四條に規定する協同農業普及事業の補助金の大部分が専門技術員とそれから改良普及員の給與の補助に充てられておる現状にかかわらず、これらの技術員及び普及員の身分及び地位の確立に關しては従来法律上何らの規定もなかつたのであります。これは甚だ遺憾に思つておるものであります、今回の改正によつて専門技術員及び改良普及員の身分が法律上確立せられるに至つたことは是れなきが非常に適當な措置と思つておるものであります、併し身分は一応確立いたしましたけれども、地位の確立についてはまだ考慮が払われておらないように思われるのであります、地位を確立するためにはいろいろの措置が講ぜられなければならぬ、そのうちでこれらの給與に對して、それから専門技術員及び改良普及員の給與に對して、その三分の二を法律の規定によつて明確にすることが必要でないかと思ひます。それで政府は今回の法律の改正の趣旨は、従来行なつて来たことを法律の規定において明確にするためであると述べているにかかわらず、専門技術員及び改良普及員の給與の国庫補助に對する国の約束を法律の規定において明確にする措置をとつておられないのであります、これはなぜとられなかつたか。そこで私はこれは今回の改正の際に是非これを明確にする必要があるの

ではないかと思ひまして、仮にこの改正法律案を修正するとすれば、何か具體的に支障があるかどうか。若しあるならばその事情を明確に一つ御説明して頂きたい。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点でございますが、誠に御質問の通りで実はございまして、大体協同農業普及事業によりまして、その補助金のうち、その大部分は専門技術員なり改良普及員に對する給與の三分の二の助成の金額であるのであります。ただ今回の改正にこれを入れませんでした趣旨は、別に特段の理由はないのでございませう、ただ従来もこの三分の二の補助率によりまして、専門技術員なり改良普及員なりに助成をいたして参つておりました、それらの点については現行法におきましても何らの規定がないというこの現実と、それからこれは事務的に申しまして、私もどこにおきまして、大蔵省におきまして、この根幹であるところの給與の補助金につきましては何らの疑問を持たずに今後ともこのまま進行するというふうな考へておりました点と、更に、今回普及員なり専門技術員についての職務等につきまして、規定を新たにいたしましたというふうなこともございまして、まあ當然のことというふうな考へ方からいたしまして今回の改正案にそれを入れたのでございませう。併しなからこれを改正するについて何か問題があるかというふうな考へでございませう、まあ私も實際の考へ方といつてしまつては、お考への趣旨はむしろこの法律を強化する方向でございませう、仮に修正するという問題に關しま

しては、私もどもいたしましては別段の意見はございません。従来の経過は只今申上げた通りの経過でございます。

○小林孝平君 近く地方公務員の整理が行われると伝えられておるのであります。その際にこの専門技術員及び改良普及員も整理されるというふうなことが地方で言われておりました、相當のセンセーションを起しまして、平素この指導を受けております農民から當委員会に對しまして、整理反対の陳情が来ているのであります、こういう事實があるのかどうかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(清井正君) 整理の問題でございませう、この点につきましては私どものほうにもいろいろ地元から参つておるのであります。御承知の通り専門技術員は各県の大体試験場に駐在いたしまして重要な役目を果してございませう、改良普及員につきましても、農業改良につきましてはやつと一市町村一人程度の、約一万人の定員をまあ確保いたしておりました、なおこれは地区駐在制度を採用いたしておりました、一人が一町村に駐在するという制度はとつておらないのであります、そういうふうな観点からいたしまして、熱心な市町村から是非自分の所に一人置いてくれというふうな陳情がしばしばございまして、私もどもいたしましては、改良普及員の増員をする必要があるというふうな考へておるのでございませう、今回はむしろ内容の充実というふうなことに重点を置きたいというふうな考へておるような次第であるのであります。又生活

改良のほうにつきましては、これ又僅かに二十七年の予算でやつと千名程度になりまして、現在八百名程度しかないのをごいまして、もつともつとこれは増員をいたしまして、一般の要望に応えなければならぬというような状況にあるのでありまして、これを整理するというようなことにつきましては、私どももいたしましては絶対に相成らんことだと考えておるのでございます。地方自治関係においてもこの問題はまだまだつきりしてないようでありまして、私どももいたしましては、事務当局間におきましては、緊密な連絡をとりまして、絶対にこれは整理はしないようにというのをたがひび厳重に申入をいたしておるような現状であるのでありまして、地方自治庁におきましてはその趣旨は十分了解して頂けておるものというふうに私どもは了解しておるような次第でございます。

○委員長(羽生三七君) 質疑の途中であります。先ほどの農林漁業資金融通法の一部改正法律案の質疑の際、畜産局長の発言で若干訂正される部分があるようでありますので、この際発言を許すことにいたします。

○政府委員(寺内祥一君) 先ほど片柳委員のお話の中に二十七年度において乾鰯倉庫の補助金を要求したかというお話でありましたが、私思ひ違ひで大変失礼いたしました。二十七年におきましては、もうすでに補助金は出せないということがきまつておりまして、補助金の要求はいたしておりませんので、従つて木炭倉庫と乾鰯倉庫においては補助要求がなかつた。農業倉庫については特殊の事情があつて……というような事情でございまして、誠に申し訳ありませんでした。

○小林孝平君 只今の改良局長の御説明で十分わかりましたが、本制度の趣旨に鑑みまして、将来ますます拡大を図るべきでありますので、いやしくも縮小されるような事態の起らないようにあらかじめ十分善処されることを希望しておきます。

なお、最近地方公務員の職階制の制定に伴つて、この改良普及員並びに専門技術員の職階が不利に定められるように伝えられておるのでありますけれども、そういう事実があるのかないのか。これは又こういうような制度の本質に鑑みまして、極力これらの人々の待遇を改善しまして、人材を確保して、真に安心してその地位において最善を盡くされるようにする必要があるものでありますから、善処をお願いしたい次第であります。この際お尋ねいたしました職階制の問題について御答弁をお願いします。

○政府委員(清井正君) 只今の職階制の問題でございまして、誠に御話の趣旨の通りでございまして、私どももいたしまして、専門技術員なり改良普及員の職階につきましては深甚なる留意をいたさなければならぬと思つておるのでございます。仕事に極めて大切でありますし、今後ますます充実をいたして参らなければならぬ仕事でございまして、この仕事に当ります専門技術員及び改良普及員につきましては、その職階をできるだけ有利に、これを適切な地位に置きまして、安心してその職務に邁進をして頂く方向に持つて行くように目下関係方面

と十分相談をいたしておる最中でございます。まだ最後の確定には至つておりませんが、従来私どももいたしまして、これを地方事務所との関連におきまして、地方事務所の下に附屬せしめるようなことになりまして、職階上非常に不利ということも考えられますので、その点につきましても、しばしば私どものほうから注意をいたしまして、地方事務所長の下につくというようにして職階上不利を来たさないようにということをお願いをいたしておるような次第であります。それから、各種職員の職階制が決定いたします方向に向つておる際でありますので、地方職員の職階制の関連におきまして、専門技術員及び改良普及員の職階が他の職員に比較して不利にならないように、安心して仕事ができるように適切な地位を確保いたしたいと、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○小林孝平君 この専門技術員並びに改良普及員の任用資格を定める政令のうちであります。この第一の「一定の試験研究機関」という一定の試験研究機関というのをもう少し具体的に説明願いたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) これは要綱でございまして、一定と書きましたものでございまして、これはあらゆる試験研究機関を含めて考へていいのでありまして、国の試験機関でも民間の研究機関等、すべての試験研究機関又学校等も含めて参りたい、こういうふうな考へておるのであります。これは要綱でありますために一定と書きましたが、別に制限を設けるといふ趣旨はこの中には入つていないように考へておるのであります。

○小林孝平君 この一と二の勤務年限であります。この七年以上、二の十年以上というものは、これは余りに長過ぎはしないか。こういう学歴を持つて更に七年も十年もやつておる人でなければ該当しないというのはいささかどうもかと思ふのです。こういう嚴重な制限のあるのは他にちよつと例がないのじやないかと思ふのですがどういふものでしょうか。

○政府委員(清井正君) お話の点もあろうかと思ふのでありますが、私どもが一応七年、十年と規定をいたしました理由をこの際御説明申し上げまして御参考に供したいと思ひますが、七年と申しますのは、現在の専門技術員の俸給をすつと調べて見ますと、大体八級職あたりは平均以下であります。細かく申しますと、四百九十三人おりますうち、八級職の者が九十三人、九級職が二百二十七人というふうになつております。九級職が一番多くて十級職がその次、その次に八級職ということになつておりました。全体の二割程度が八級職ということになつておるのであります。その八級職に相当する者が大体学校を出て七年以上になつておるのであります。現在の専門技術員の学校を出てからの経歴と、この際試験をせず資格で任用する場合の経歴と、大体ならして考へたほうがいいのじやないか、こういう考へ方から七年というふうな考へたのでございまして、それからその次の十年と申しますのは、これは先ほども申しました通り、十年のほうは試験研究機関に従事する

のではなくて、県の農務課なり農業改良課に勤務した者を指すのでありまして、七年よりも若干長いほうがよろしかろうというので十年といたした、こういうわけでございまして。

○三橋八次郎君 この改良普及事業は戦後の農業の三制度の重要な改革の一つでありまして、世間から注目され、又今後の日本の農業の発展の上から考へましても極めて重要な問題であるのでございまして。只今局長のお話を伺いますと量より質で行くというふうなお話でございまして、これは量、質ともに進まなければならぬ問題であると思ふのでございまして。まず改良普及員の問題でございまして、これは現在北海道の各町村は一カ町村に四名ずつ、内地におきましては各町村一名ずつというふうなことに勘定して見ますと現在一万一千七百五十五名、今の計画で行きますとそれだけ設置しなければならぬのに、一万七百九十三名が現在員であります。ここに九百二十二名の不足があるようでございまして、丁度今行政整理の段階でありますけれども、これを是非とも押し切つてこの九百二十二名というふうなものは増員なさつて頂かなければ、いわゆる改良普及事業全般から見ました充実ということはできないと思ふのでございまして、これを真剣に一つ増設なさるといふ御決心があるかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の一万一千七百五十五名という人数につきましては十分承知をいたさないのをごいしますが、まあ仮に一市に四人設置いたしました各町村に一人ずつということになりますと、お話のような数字になら

ありまして、私どももいたしましては、活動をいたす場合の自転車等の施設のほか、更に農民に普及事業を徹底する際に必要ならぬ／＼な器具材料等を充実しなければならぬということはお話の通りでありまして、ただ残念ながら従来の実績に徴しますとごく僅かなこととございまして甚だ残念なんでもございまして、二十七年におきましても僅かに自転車のほかは映写機と幻燈のスライド、或いは技術映画等ございましてな／＼思うように行かないのであります。お話のような顕微鏡の問題とか或いはその他／＼の機械を設備いたすということも誠に結構なことでありまして、私どももいたしまして今後その方面に十分協力をいたさなければならぬと思つてゐるのであります。無論従前におきましては、努力をいたしたのでございまして、努力が十分なためにな／＼思うように行かなかつたことは甚だ残念でございますが、今後お話の趣旨に副いまして普及に要する器具機械の充実ということにつきまして、更に一段の努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

それから更に旅費の点につきましてもお話がございましたが、御指摘のごとく旅費につきましては前年即ち二十六年度は大体一万円程度の旅費でございましたが、今回二十七年予算におきましては、専門技術員につきましては二万四千円、それから改良普及員につきましては一万二千円という旅費が計上されておるのであります。専門技術員につきましては、只今のお話によりますと、八万円程度、改良普及員につきましては三万円程度が必要であると

いうお話を承つたのでございまして、残念ながら二万四千円と一万二千円という程度の旅費しか計上をいたされてないものであります。無論これも十分な旅費とは申せないものであります。今のお話の器具機械の設備の充実と共に、いわゆる旅費等の充実につきましても、努力をいたして参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○三橋八次郎君 普及員の活動を促進いたしますには／＼な方途がございまして、先ず第一には待遇問題と身分保障の問題がこれは極めて重要な問題だと思つてゐます。この受験をいたしまして合格をいたしました相当な人があるにもかかわらず、なお各県に相当な欠員があるというところは、これは恐らく／＼なことがあるでしょうけれども、その最も大きなことは待遇問題であると思つてゐます。私も課長をしておりまして、極力この普及員なり専門技術員というものの職階制を別に確立して頂きたいと思つてゐます。

又この普及員、並びに専門技術員もそうでありまして、主として普及員でございまして、この質の向上と、良質の者を以て普及事業を遂行して行こうという局長さんの御方針でございますが、そうなりますと、結局又それに伴うて／＼なこの施設が必要になると思つてございまして、農業技術は余り進歩せぬとこ

う言うておるのでありますが、近頃の農業技術の進展というものは他の科学技術よりもむしろ著しいのでありまして、そういうような意味におきましては普及員を常に長期研修会でありまして、或いは内地留学によつて資質の向上を図つて、立派な普及員の質を以て農村を指導して行くと、こういう方向に向わなければいかんと思つてございまして、長期の研修施設の整備又内地留学の確立というふうなことにございましてのお考えは如何でござい

か。

○政府委員(清井正君) 只今お話の職階制につきましては先ほども小林委員の御質問に対してお答えを申し上げました通りでありまして、御趣旨の通り今後職階制の確立に当りましては改良普及員なり、専門技術員が安んじてその職につき得るようその方向に従つて努力をいたして参りたいというふうな考えておるわけでありまして、

なおそれに伴いまする人件費等につきましても大体一応予算上金額は組んでおりますけれども、なか／＼実際問題といたしましては果等に相当の面倒を見てゐるというふうな実情はわけでも十分認識してゐるものであります。この点も又次の来るべき問題といたしまして、常に待遇の問題は職階制の問題とからめまして、この職務を遂行するといふ上におきまして、今後努力をして参りたいと思つてゐます。

又研修会の問題につきましても、現にお話があつたのでございまして、現在も改良普及員の研修につきましまして若干の予算を計上しておりますが、まだ施設を考へておりますけれども、また

まだこれでは不十分でありまして、この点につきまして研修が必要であるということは今更申すまでもないのでありまして、この予算につきましても考えられますところの改良普及事業の問題、或いは更にいわゆる長期に上つて落着いた研修施設の拡充ということにつきましても今後／＼考へて行かなければならぬというふうな考へておるわけでございます。

○三橋八次郎君 その次はこの改良普及事業の一部分でありますところの青少年クラブの活動でございますが、これは今までの農事指導でありました研究會とか何とかいうものと非常に趣きが違ひまして、農村全般の文化の向上でありますとか、或いは生活の改善でありますとかいふような方向におきまして青少年クラブの活動というものは非常に顯著なものであるでございまして、恐らく今の青少年クラブの連中が一家を持つて農業経営をやつて行くといふような時代になりますと非常に進歩的な農業経営が期待されるのでございまして、併しこれは今までの青年団とかああいふ式のものとよく混同されまして、これを本当地にございまして農業改良普及事業の一部分として育成強化して行きますには、やはり彼らの指導者の養成といふようなことが非常に必要だと思つてございまして、これも油断をしておりますと全く昔の青年団のようになつてしまつてしまつていふようなこともなきにしもあらずでありまして、本当地に四日クラブの形式を持つたものに仕立上げますには立派な指導者を養成するといふことが必要であります。と同時に又一方におきましてはクラブの活動を促進するため

の経費などにつきましても更に一つ重点的に考へて頂きて、この指導者の養成、それからクラブ活動の費用といふようなものにつきましては特段の御配慮をお願い申し上げたいと思つてございまして。

なおその次には農業講習所、それから経営伝習所の問題でございますが、この二つともやはり改良普及事業の仕事の一環といたしまして極めて重要な任務のある機関であるわけでありまして、併しこの施設の全国的傾向を見ますと全くその施設は貧弱であります。で、本当地に将来の農村を指導して行くだけの、或いは農村の中心人物となり得るだけの人を養成するには極めて貧弱であるといふような傾向があるのでございまして、これらのものに対しまして更に国といたしまして十分注意を向けられると同時に経費の裏付けをして頂きて、これらのものの拡充、整備を図つて頂きたいと思つてございまして、こういう方面に対する国としての力の入れ方がどういふような状態になつておりますか、御見解を承わりたいと思つてゐます。

○政府委員(清井正君) 只今お話がございました最初の青少年の問題でございますが、これ又お話の御趣旨の通り青少年のいわゆる活動を育成助長いたすというところは、今後の農村の健全な発達のために極めて有効であることはお話の通りでございまして、殊に専門技術員なり農業改良普及員の優秀化等を図りまして、受入態勢のほうの側が不十分でありましてはせつたかうの技術の普及も何にもならないことは申すまでもないのでございまして、私共としてはいゝわゆる普及側のほうの質及

び数の整備をいたしますと共に、受入側のほうの十分な一つ指導育成をいたさなければならぬというように考えておるのであります。併し残念ながら青少年を中心とした活動に對しましては、殆んど国家予算は計上をいたされてないような状況でありまして、この点も甚だ残念なのでございます。現に昨日まで東京におきまして第一回の青少年のクラブ員の発表大会が現に開催いたしましたのであります。これ又国庫予算によらず県又は民間の予算によつてこれが開催されているような状況でありまして、私共としても甚だ残念に思ふのであります。今後この点については更に重点を置きまして、必要な施設の拡充に努めて参らなければならぬと考えているわけでありまして、更に各府県に設置しておりますところの農業講習所或いは経営伝習所の問題でございますが、この点につきましましては只今申上げたような趣旨から私共といたしましても重視をいたしておるのであります。二十七年予算におきましては二十六年度と比較いたしますと、いずれも或る程度金額の増加を見ているのであります。さてその内容は殆んどが営繕費の増でありまして、教育施設の具体的な内容の増加にはなかなかやつて頂けないのは残念であります。それで営繕費を増加して相当腐朽した施設を更新し、或いは施設を拡充することができたことは極めてありがたいことだと考えているわけでありまして、今後この施設の内容の強化等につきましても推進して行かなければならぬというように考えているわけでありまして、

○三橋八次郎君 今いろいろお話伺いますと改良普及事業というようになものは全く助長法というようにあるだけで一向入つておられないような実情のようになつておられます。これは甚だ遺憾なことでありまして、国の財政というものにも関係があるのではありませんか、食糧の自給度を高め本當の獨立を確保して行くという観点から考えますならば、更に魂となるべき予算の裏打ちというものがつきまして、御当局におきましては一段と御配慮をお願いいたしまして、一日も早く完備した姿におきまして農村を指導し得るような普及事業が確立せられますようにお願い申上げたいと思ふのであります。

更に第二條の問題であります。これを今度改正する、この改正案はそれで非常によくつたと思ふのであります。先ほどのお話によりますと八十九カ所要請をいたしていると言われまが、その金額は一体幾らくらいになつておられるでしょうか。

○政府委員(清井正君) 只今お話のございました点は、先ほど申上げました数字は二十六年度に実行をいたしました数字を、先ほど申上げたのであります。その内容をいたしましては、都道府県の試験場四十六カ所に対して交付いたしました金額が補助金と委託費と合計いたしまして一億四千九百万円でございます。それから大学及び民間等四十三カ所に対して交付いたしました金額が一億八百万円程度でございます。これは二十六年度の実績を申上げたのであります。二十七年におきましてはまだはつきりと確定いたしておりませんが、大体前年度の趣

旨にそいまして、必要なものはいよいよ交付対象を増加するなり適當な方法を講じて参りたいと思ふのでございまして、大体金額といたしましては只今申しました金額に相当するものとしたしましては、現在のところ約一億九千七百九十九万程度の金があるものであります。今後この予算を府県の試験場なり或いは大学なり民間施設に適當に研究の委託、補助をいたして参りたいと考えておるわけでございます。

○三橋八次郎君 改良普及事業の根本をなしますものは、私は試験研究機関だと思ふのでございまして、世間の改良普及事業というようにすることに對する声に乗りまして、その根本を忘れまして普及事業のほうへは予算は比較的取りやすいが、試験研究機関のほうにはなかなか予算は取りにくい。今まで技術のストックがありまして、それで改良普及事業というものは今のところではうまく回転し得るものでありますけれども、これからだん／＼研究に基礎を置きまして、それを普及に移して行かなければならぬというようにございまして、今後の試験研究機関というものは、今後は試験研究機関に對しては更に一段と御考慮を願わなければいかんのでありまして、試験研究機関は非常にその性格から地味に見えますから、ややもしますと忘れ勝ちになります。試験研究機関がおろそかになりますと、この普及事業というものは成立していかぬというふうなことになるかと思ふのでございまして。又私たち地方におつたからそういうことを言うのではございせんが、今まで重要として取上げられて来ましたが、このヒントは地方の

試験研究機関から出たものがかなり多いように思ふのでございまして。従いましてその地方の技術者を全国に紹介するといふようなことなどにつきまして、又その地方に生れたその技術者を育成、助長するといふ意味におきまして、十分に一つ活眼を開いて頂きまして、どの地方にはどういふ特色のある技術があるというふうなことを御勉強願ひ、それらのものを助長をして行くといふようなふうな、この二條が適用されますようにお願い申上げたと思ふのでございまして、今の二十六年度の実績を見ましても余り大きな金ではないように思ふのでございまして、これはとにかく改良普及事業の根本であるといふような御認識を願ひまして、試験研究機関も十分生い立つて行くように、端的な言葉で申しますとまます子扱いをしないように一つ特別にお願い申上げたと思ふのでございまして。

○政府委員(清井正君) 只今お話の点でございますが、誠に御尤もな御意見でございます。殊に県の試験場と国の試験場との関係につきましては、今回法律の改正によりましてまあ必要な助言と協力を求めることができるというふうな規定を挿入いたしたいと考えておるのでございまして、この点も趣旨といたしましては只今もお話しした通り、できるだけ地方におきまして完成いたしました技術なり、試験研究なり、或いは有益なる今後完成されんとするところのいろいろな試験研究につきまして、国においても適當な方法によつてこれを取上げて全国的なものといたして行きたい。こういう趣旨もこの法律の背後には思想としてある

と私どもは考えておるのでございまして。県の試験研究機関に対する補助金等につきましては、先ほど申上げた金額でございますが、そのほかに応用研究費として約八千万円の費用も計上しておるのであります。これは国の予算でございますが、対象はすべて果なり、民間の研究機関に對する研究費でございます。これの交付につきましては、御趣旨にそく努力をいたしたいと考えております。

○三橋八次郎君 今度は普及事業のほうでございますが、普及員の地区駐在制度をとられるということは、普及事業の機構といたしましては非常にいいことと思ふのでございまして。なかなか人数の少いのに効果を上げて行くといふ方法につきましては、その方法以外にはないと思ふのでございまして。併しそこで今度問題になつて来ますことは、實際農家の中に入つてその事柄を経営上に応用して行くといふような面におきましては、やはり受入態勢といふものが確立しておられませんか、幾ら上から鉄管で水を中へやりましても、タンクの整備のできておらん所では無駄でございます。こういうふうなことから考え、又私の今までの経験から見まして、普及員も、又経営方面、農産物の販売といふことに対する方面にタッチできます協同組合の技術員のおりまが、それのおらん村とは非常にこの普及事業の進展の度合といふものは違ふのでございまして。即ち地区制だけで打ち切られて、その下の組織を持つておられないものは、いかに普及員が活動したといたしましても農家に足が入つておらない。ところがそこには實際農家の中に足が入つ

ております協同組合の技術員がおるといふような場合におきましては、この双方の活動によりまして普及員の成果といふものは非常によく上つて行くのでございます。その思想から申しますと、これは町村にも地区制でもあれば非常にいいのでございまして、そういうことも望めないものでございまして、これは愛媛県のことを申し上げて恐縮ですが、愛媛県におきましてはその折衷の方法をとつております。地区にはおりますがその数は大体各町村一人という割合にとりまして、そうして地区に駐在をさせ、おの／＼にはおの／＼の村ですつかりと分担をさせている。こういうような折衷の方式でやつてゐるのでございますが、これはまあ尤も普及員の数が多いうう関係もありましようが、実績は非常によく上るのでございます。なお又そういうような方面に普及員の数を十分とられぬ場合におきましては、普及事業は地区制といたしまして、その下部の本部にもう／＼な農家全般的の仕事ができるようなそういう組織とつながら活動を進めて行くというふうなことも一つの方法ではなからうかと思ふのでございますが、将来までも数が多くなつてもどこでも地区制として農家の中に没してその仕事をするか、私はもう知らんというふうなふうに普及事業が将来進められるのか、数がたくさんになりまうと、又農家の中に没して仕事のできるような町村に駐在するといふような方向に進むのか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 改良普及員の地区駐在制に関する御意見でござい

すが、只今お伺いいたしますと、愛媛県におきましては駐地区制で必ず各町村担当の人がそれぞれ一人ずつおつてそれが地区制の下に駐在いたしてゐる、こういうふうなお話でございまして、誠にその点は両方のいい点だけをとりつた制度でありまして、誠に結構な制度だと思ふのでありますが、申すまでもなく駐地区制をとりましたゆゑんは人数が足りないという点もありまして同時に、一人が一個所にかかりになりになりまして町村駐在のようになりまして、却つてその見解がそろわんとか、その待遇等の均衡を失ふこととか、その他いろいろの影響が生ずることを考へまして、やはり広い見地に立つて或る程度融通できるようにしたほうがその人の仕事を円滑にやる上において、或いは待遇等を将来均等に考へる場合におきましても、適當である。そういうような考えからして駐地区制をとつておるのであります。無論この点につきましては人数の関係があることは只今申し上げた通りであります。只今の御質問のごとき、将来十分に改良普及員の人数が採用されて、一町村一人ずつ駐在できる程度の人數になつてもなお且つ現在通りの行き方で行くかという御質問でございまして、その点は非常にむづかしい問題でございまして、無論私も現在の人数、現在の状況であるから現在の駐地区制をとつてゐるわけでありまして、この駐地区制を将来いかに條件が變つても維持するといふことは考へておりません。併しこれ又今直ちにこうするといふことはつきり申上げかねるところでありまして、この点は将来のこの制度の推移

に鑑みまして適當な措置をとつて行かなければならぬと思つてゐるのであります。只今お話し頂きました制度のごときも極めて有益な材料でありまして、私もこの点は将来そのときの状況に応じて最も普及事業がうまく行く方法はどうかというところを中心にいたして考へて参りたい、こう考へております。

○飯島連次郎君 極めて簡単な問題二、三點お伺いしたい。第一は、この改正法の目的は技術員並びに普及員に関する任務及び身分を明確にするといふことの目的のために、こういう改正がなされたといふふうに承知しておりますが、任務については成るほど條文を見れば第十四條の二において從來よりやや明確になつておりますが、身分に關しては旧法とどれだけ明確になつておるか、その点を一つ具体的に御説明をお願いしたい。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問でございまして、成るほど本法におきましては從來の現行法には全然規定がいたしてなかつたところの専門技術員及び改良普及員について、これを府県に設置するといふ規定を置きましたし、或いは専門技術員は試験研究機関と密接な連絡を保つて専門事項について調査研究をする、そして農業改良普及員を指導するといふような趣旨につきましてそれ／＼仕事の内容をはつきり明確にいたしましたのでございます。又任用につきましても一定の資格を有する者を任用する。こういうことにはいたしたのであります。この職階制その他これの身分に關する問題につきましては、今回の規定については明らかに

なつていないのでございますが、先ほど皆様の御質問に對して御答弁申し上げたような趣旨でこれは運用して参りたいといふふうに考へております。従つて本規定には明らかになつていない点は御指摘の通りでございます。

○飯島連次郎君 先ほど小林委員からこの点に關してははかり具体的な指摘がありましたが、私ももとしまして、この身分に關してはこれはぜひ明確にする必要があらうと思ふのでございまして、この点については身分を明確にする具体的な修正案を我々としては持ちたいところと思ふので、その場合には積極的に一つ御協力を願ひたいと思ひます。

それから第二には、この第十四條の第二項であります。特に昭和二十七年年度においては生活普及員が昨年に比してかなり数が増すといふことであります。ところが、こうなつて予算が増してもそれが適當な専門技術員なり普及員をいかにして養成若しくは確保されるか、その施設或いはその他の整備計画等についてすでに方針並びに具体案をお持ちのことと思ひます。それをお聞かせをお願いしたい。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点であります。生活改良の普及員につきましましては、只今のお話にあつた通り相當の員数を増加することができたのであります。私どももいたしましては各方面の御要望に従ひまして、来年度早々できるだけ速かに所定の増員をして参らなければならぬといふふうに考へてゐるのでございます。現に生活改良普及員につきましては實際問題として、県におきましてはこちらで配付いたしておりますところ以上の研

究費で実施いたしてゐる所もある、こういうような状況であります。そこで私どももいたしましては、生活改良のいわゆる有資格者、その点につきましてはすでに今までも試験をいたしてゐるのであります。生活改良につきましては大体今までも生活改良普及員の試験を受けた者が千六百六十人ございまして、そのうち千二百四十三人が合格をいたしてございまして、八百三十人が任用をいたしてゐるのであります。千二百四十三人の有資格者は現におるものであります。引續き本年度も試験をいたしてゐるのであります。そういう意味におきましては充員には事かかないと考へてゐるのであります。併しなからこれは御質問の御趣旨にもあります通り、形式的には有資格であります。なかに／＼今後の研修なり養成なり等につきましては努力をいたして参らなければならぬことはお話の通りでございまして、農業改良につきましては、先ほど来御説明申した通り相當の施設をいたしてゐるのであります。生活改良のほうの普及員につきましては、或る程度の施設はいたしてございすけれども、實際問題としてはなかなか思うように行つていないような状況であります。研修の施設につきましては今回新たに予算を計上いたしまして、ごく僅かでございますけれども、相當の成績を挙げた普及員につきまして再教育をいたす施設をも講じたのでございます。また、実は不十分であります。この点につきましては今後更に努力をいたしまして、研修なり或いは普及員の資格の向上なり等につきまして努力をしなければならぬとい

うふうに考えております。まあ県におきまする農業講習所なり、或いはその他伝習所等につきましても、先ほど申しました通り相当の施設は考えているのでございますが、まだ／＼不十分でございまして、この点も将来の問題といたしまして努力をいたさなければならぬ、こういうふうに考えております。ただ、只今のところでは相当の有資格者がございまして、任用しようと思えばできるという状況になつてゐるのでございます。先ほど来私が申し上げた通りのような不十分な状況でありまして、いわゆる養成なり研修は今後我々が努力しなければならぬ問題であるというのを申し上げなければならぬというふうに考えています。

○飯島連次郎君 只今の生活普及員の養成研修について二十七年の具体計画をお持ちになつてゐるやに聞いておりますが、これは各県の講習所等でありまして、やはり中央的な施設或いは指導力を持たなければ、なか／＼この研修は困難だと考へるのではありませんが、それがおありのことと思うのですが、それを一つお聞かせ頂きたい。

○政府委員(清井正君) 生活改良についての只今のお話の補助金の問題でございまして、生活改良の普及員の養成及び研修の補助金といたしまして、二十七年に計上いたしておりますのは金額にしては僅かでございますが二百二十六万円でございます。そのうち研修費の補助金といたしまして四十六万円でございますが、これはそれ／＼の県におきまして約三十人程度の人を農業講習所その他適当なところに集めて講習をいたすところの再教育費でございます。それから百八十万円の別途の

養成費をとつておりますが、これはまだ確定いたしてございせんが、三カ所の適当な施設に相当長期に人を集めて、これで生活改良普及員の再教育をいたしたいという費用を要求いたしてゐるのでございます。この百八十万円のはうは本年度二十七年の新規事業といたして計上いたしてゐるのであります。いずれにしろ金額も僅かでございますし施設も極く貧弱なのでございまして、今後これを更に拡充をいたして参らなければならぬというふうなことを考えております。

○飯島連次郎君 これは希望を申し上げたいのですが、生活普及員に關してはこれが従来になかつた施設であるだけに、農村或いは農民から受けるつまり歓迎の度合が非常に高いのを私どもは現場でよく認識しておるんですが、数が少いということと、それからもう一つはなか／＼指導の内容が広範に亘つてゐるために、一年二年経過して来るともう皆出し盡してしまつて、なかなかもうあとと指導力が続かないという現象がかなり起つてゐると思つてゐます。これに対してはどうしても国で相当の経費を支出してでも、こうした再教育を施すなり或いは正規の養成に乗り出すなりをなさることがもう非常に緊急に必要だと考へるので、私は特にこの点を御指摘をして、本年度の養成百八十万それから研修四十六万という予算では本年度は止むを得ないとして、明年度から相当この点について力を入れて頂く必要がある、こう考へますので、これは希望として申し上げたいと思ひます。

それから次に青少年団体の指導の問題ですが、これは昨日から全国的な大きな催しが持たれてゐるようでありまして、各県なり或いは全国的な状況を私どもは断片的に拜見をすると、なかなか非常に力強い盛り上がり方をしてゐるので、この改良助長法で期待してゐる大きな目的に対しては非常に力強さを私どもは感じてゐる一人であります。これに対して組織においてやや欠けてゐるところがあるのではないかと、この一つは一つの村なり或いは一つの部落においては、四Hクラブとか或いは農業研究会とか名前はいろ／＼ありますが、そういう名前でも極めて農村の将来を背負つて立つような中核体の青少年が研さん、に励んでゐるけれども、横の連絡がついておらないということと、例えば一つの例を挙げると、こういう目的でどこか優良な例を視察したいという場合に、県内的には連絡がつくけれどももまた一歩県外なり或いは少し遠隔な地になつてゐるやになつて来る、なか／＼適切な視察なり或いは旅行計画等についても懇切なプランが直ちに立てられないという現状が私はあるように思ふ。ところがなか／＼非常に知識研究等の熱が旺盛な集りですから県内をあつちこつち見て歩いて、その後にはもう県外へ或いは又かなり遠隔の地にまで出かけて行つて、こういう目的の視察なり研究をしたいという意があるわけですが、そういう目的にそつたにも又横の連絡を緊密にするために、県段階におけるこういう四Hクラブの協議会なり、そういう恒久的な一つの組織を持つことが必要であると同時に、私はやはり全国的にこれが必要であると思ふのですが、それに対する指導の方針はどういうふうになつておりますか、その点の一つ。

○政府委員(清井正君) 只今のお話の農村青少年の団体に対する指導の問題でございまして、前段においてお話されました通り、国の補助金は実はこれについては皆無でありまして、専らこれは下からの盛り上げる力として今日見られるような盛大さを示してゐるのであります。今後四Hクラブ或いは農事研究会等の名称によりまして、農村青少年の研究はもつ／＼盛んになつて来るだろうと私どもは考へてゐるわけでありまして、そこで只今お話のありましたいわけのこれを縦に系統づけると申しますか、県の段階でそれを系統づけ、或いはこれを更に上まで及ぼすというやうな問題につきましては、私どももいたしましてはこの点はまだはつきり考へておりません。と申しますのは、只今申しました通りこの団体が自然発生的と申しますか下から盛り上げる力でできておるもので、これを或る一定のわくにはめるやうなかつことにしまして、これを県の一つの組織とか或いはその上の組織とかいふやうに組織立てることが果していいか悪いかというところに実は問題があるのでございまして、そこでその問題につきましては無論何とも結論が今出しておるわけではないのでありまして、どういふふうにしたらばいいかというのを目下研究をいたしてゐる最中でございまして、只今の御意見等も十分参考にいたしまして今後考へて参らなければならぬことと思つております。又いわけの只今お話のありました通り、或いは旅行をするとか或いは共同の研究をするとかいふ点についてゐる／＼不便等があるというやうなお話でございました。

○飯島連次郎君 これはぜひ一つ近い機会に研究した成果を持つて頂いて、できれば来年からでももう少し、せつ／＼盛上つて来る力を横から、そうして又上からもそれを助長して頂くことを私は希望するのであります。今年の予算の範囲内で、例えば月刊なり或いは旬刊なりというリーフレットなり或いは機関紙と申しますか、そういう連絡をつけるやうな中央的なものはできませんか。

○政府委員(清井正君) 私どもの予算が極めて窮乏であることは御承知の通りでございますが、私どももいたしまして普及員なり専門技術員なりに対しまして、それ／＼普及員だよりを月に二回発行いたしまして、それ／＼そのときの適切な指導方法を連絡いたしております。その他いろいろ印刷物等も発行いたしましてやつてゐるのであります。普及員等も少いために主として最初は専門技術員なり改良普及員或いは県庁の担当員というふうに限られてゐるのでありまして、これをいわけ

る農村の団体、青少年団体全部に対して適當な或る一定のあれをして当局からこれを出すなり、或いは県に適當に金を補助するなりというところは、現在のところちよつといたしかねるというふうにも考えておりますけれども、なおよく研究いたしましてできる余地がありますればいたしたいと思ひますけれども、只今のところではちよつとこれは不可能かと思ひるので將來の問題といたしたいと思ひます。

○飯島運次郎君 今の当面の問題については私は若干の私案があるんですが、これは後刻御協力を申上げるといふ意味で懸念等持たたいと思ひますが、これは一応希望だけにしておくとしまして、最後に、この年度の改正法で第十四條の二その他によつて専門技術員或いは改良普及員の任務が確定して参りましたが、この農村における当面の大きな問題の一つとして、農村計画の樹立という問題があり、これを各村では御承知の農業委員会がそれ、こういう問題と取組みつつありますけれども、なか／＼経験等の足りないために一つの村ごとに農村計画なり農業計画を策定するということは事実上極めて困難、でこれに対してはせつかくこういう国の指導もあり助成もある専門技術員なり普及員なりというものに積極的な協力をして頂くとすることを非常に要望されている現状でもありますので、こういうためにはこれは一つ地区の改良普及員だけではなか／＼知識が足りないという問題がありますので、専門技術員等も状況によつては積極的に応援して頂く必要があるかと考えますが、この任務をこれで明確にすることによつて農業委員会等との混線

を避ける意図が若干これで私どもに看取できるのですが、そういうことは運用の上でして差支えないと思うのですが、そういう農業委員会に対する側面というか間接の協力というか指導と申しますか、そういう点を村の段階において、或いは郡の段階において、或いは例えれば県の単位でいへば、県の農業地帯つまりアグリアン・ゾーンの策定であるとか、そういう場合にはぜひとも専門技術員なり、或いは全国的のそういう高度の技術を有する人たちの参加協力を得なければ私は農村計画というものはもう画にかいた「もち」で少しも前進しないと考えますが、これらの問題について積極的に参加することの必要を私は痛感するのですが、局長はそれについてはどういふお考えをお持ちになつてゐるのか。

○政府委員(清井正吉) 只今お話がございましたそれ／＼の地区におきます農村計画の樹立に當つて、専門技術員及び改良普及員、特に専門技術員についての知識を有効に使うためには、これを援助させる意思はないかというお話でございましたが、これは誠に結構なことでございます。私どももいたしましては専門技術員がその知識を導入いたしましたして、かかる有益なる計画に参加いたしましたして、その能力を発揮させるということとは結構なことだと存じております。

○委員長(羽生三七七) ではこの法案に対する質疑は本日はこの程度にいたして、散会をしたいと思います。

午後四時五分散会

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月六日)

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十日)

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

農地法案

農地法

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
 - 第二章 農地及び採草放牧地
 - 第一節 権利移動及び転用の制限(第三條―第五條)
 - 第二節 小作地等の所有の制限(第六條―第十七條)
 - 第三節 利用関係の調整(第十八條―第三十二條)
 - 第四節 競売及び公売の特例(第三十三條―第三十五條)
 - 第五節 国からの売渡(第三十六條―第四十三條)
 - 第三章 未墾地等の買収及び売渡
 - 第一節 買収(第四十四條―第六十條)
 - 第二節 売渡(第六十一條―第七十五條)
 - 第四章 雑則(第七十六條―第九十一條)
 - 第五章 罰則(第九十二條―第九十四條)
- 附則
- 第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農地はその耕作をみずから所有することを最も適當であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2 この法律で「自作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している農地をいい、「小作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権利に基いてその事業に供している農地をいう。

3 この法律で「自作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している採草放牧地をいい、「小作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権利に基いてその事業に供している採草放牧地をいう。

4 この法律で「自作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいい、「小作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権利に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいう。

5 前三項の規定の適用については、耕作又は養畜の事業を行う者の世帯員が農地又は採草放牧地について有する所有権その他の権利は、その耕作又は養畜の事業を行う者が有するものとみなす。

6 この法律で「世帯員」とは、住居及び生計を一にする親族をいう。この場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす。

一 疾病又は負傷による療養

二 就学

三 公選による公職への就任

四 その他省令で定める事由

7 この法律で「小作料」とは、耕作の目的で農地につき地上権又は賃借権が設定されている場合の地代又は賃賃(その地上権又は賃借権の設定に附随して、農地以外の土地についての地上権若しくは賃借権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その地代又は賃賃と農地の地代又は賃賃とを分けることができる場合)は、その農地以外の土地又は工作物の地代又は賃賃を含む。及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。

第二章 農地及び採草放牧地の権利移動の制限

第一節 権利移動及び転用の制限

(農地又は採草放牧地の権利移動

の制限)

第三條 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合に於ては、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（使用貸借による権利若しくは賃借権については、市町村農業委員会の許可）を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び第五條第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第三十六條、第六十一條、第六十八條、第六十九條、第七十條又は第八十條の規定によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

二 第二十六條から第三十一條までの規定によつて利用権が設定される場合

三 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

五 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

六 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律

によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

七 遺産の分割によりこれらの権利が取得される場合

八 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、左の各号の一に該当する場合には、することができない。但し、第三号から第五号までに掲げる場合において、政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 小作地又は小作採草放牧地につきその小作農及びその世帯員以外の者が所有権を取得しようとする場合

二 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者及びその世帯員がその農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行わなうと認められる場合

三 前号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が耕作の事業に供すべき農地の面積とこれらの者が所有する小作地の面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえることとなる場合

をその平均がおおむね別表のその都道府県面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積とこれらの者が所有する小作採草放牧地の面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえることとなる場合

五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が現に耕作の事業に供している農地の面積の合計及び現に耕作又は養畜の事業に供している採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二町歩、都府県では三反歩（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六 旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第十六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十九條第二項で準用する場合を含む）、同法第二十八條第三項若しくは第五項（これらの規定を同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む）若しくは同法第四十一條第一項の規定により国から売り渡された農地若しくは採草放牧地、旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二條第一項の規定により譲渡された農地若しくは採草放牧地又は第三十六條若しくは第六十一條の規定により売り渡された農地若しくは採草放牧地につき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は賃入れ

しようとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することにより農業生産が低下することが明らかである場合

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができ、

4 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。（農地の転用の制限）

第四條 農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地を農地以外のものにする場合に於ては、農林大臣の許可）を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 第七條第一項第三号に掲げる農地を農地以外のものにする場合

二 次條第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合

四 土地收用法その他の法律によつて收用し、又は使用した農地をその收用又は使用に係る目的に供する場合

五 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五條 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について権利を取得する場合、農林大臣の許可)を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 これらの権利を取得する者が

二 土地收用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が收用され、又は使用される場合

三 その他省令で定める場合

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 小作地等の所有の制限

(所有できない小作地及び小作採草放牧地)

第六條 国以外の者は、何人も左に掲げる小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

一 その所有者の住所のある市町村の区域(採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。)の外にある小作地又は小作採草放牧地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地でその住所のある都道府県について別表で定める面積(都道府県知事か農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積)をこえる面積のもの

2 前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者の世帯員が当該所有者の住所のある市町村の区域内で所有する小作地又は小作採草放牧地は、当該所有者が所有するものとみなす。

3 第一項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農又はその世帯員であつた者で第二條第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と住所及び生計を一にしていた二親等内の血族がその農地について引き続き耕作をしていて、且つ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住居を有するに至る見込があると市町村農業委員会が認めたものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地又は小作採草放牧地以外の採草放牧地でその所有者又はその世帯員でない者が平穩に、且つ、公然と耕作又は養畜の事業に供しているものは、小作地又は小作採草放牧地とみなす。

6 第一項の規定の適用については、次條第一項第五号及び第六号に掲げる小作地又は小作採草放牧地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。

第七條 左の各号の一に該当する小作地又は小作採草放牧地は、前條第一項の規定にかかわらず、所有することができる。

一 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地又は小作採草放牧地

二 試験研究又は農事指導の目的に供するものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地

三 近く農地又は採草放牧地以外のものとするを相当とするものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地

四 自作農又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて自作地又は自作採草放牧地として耕作、採草又は家畜の放牧をすることができなくなつたため、小作地又は小作採草放牧地として貸し付けられている土地であつて、自作農であつた者又はその世帯員が耕作、採草又は家畜の放牧をすることができるようになれば直ちにこれをすると市町村農業委員会が認めたもの

五 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けたもの

六 第二十六條から第三十一條までの規定による利用権の設定により新たに小作採草放牧地となつた土地

七 その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地

2 前項第二号、第三号及び第五号の指定は、有効期間を限り、又はその他の条件をつけてすることができる。

(公示及び通知)

第八條 市町村農業委員会は、前二條の規定により所有してはならない小作地又は小作採草放牧地があると認めるときは、左に掲げる事項を公示し、且つ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならぬ。

一 その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 第六條第一項第一号の規定により所有してはならない場合には、その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積、同項第二号の規定により所有してはならない場合には、その者がその市町村の区域内で所有するすべての小作地又は小作採草放牧地(前條第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。)の所在、地番、地目及び面積並びに所有してはならない面積

三 その他必要な事項

2 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞

定する農地又は採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、第三條第一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、国がこれを買収する。

2 第十條から前條までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。

(申出による買収)

第十六條 農地又は採草放牧地の所有者は、市町村農業委員会に対し、その所有する農地又は採草放牧地を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

2 第十條から第十四條までの規定は、前項の規定による申出があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第十七條 第十條第二項(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項で準用する場合を含む。)の規定による通知及び第十一條(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項で準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第三節 利用関係の調整

(農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力)

第十八條 農地又は採草放牧地の賃貸借は、その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた

ときは、これをもつてその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六條第一項及び第三項(用益的權利による制限がある場合の売主の担保責任)の規定は、登記をしてない賃貸借の目的である農地又は採草放牧地が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三條(同時履行の抗弁権)の規定は、前項の場合に準用する。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十九條 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六箇月前まで(賃貸人又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかなる場合は、その期間の満了の六箇月前から一箇月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の條件で更に賃貸借をしたものとみなす。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第二十條 農地又は採草放牧地の賃

賃借の当事者は、省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入をし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。

但し、合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行われる場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、左に掲げる場合でなければしてはならない。

一 賃借人が信義に反した行為をした場合

二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合

三 賃借人の生計、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合

四 その他正当の事由がある場合

3 第一項の許可は、条件をつけてすることが出来る。

4 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

5 前條又は民法第六百十七條(解約の申入)若しくは第六百十八條(解約権の留保)の規定と異なる小作條件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定められないものとみなす。

6 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす。

(小作料の最高額)

第二十一條 市町村農業委員会は、小作農の経営を安定させることを旨とし、省令で定める基準に基づき、都道府県知事の認可を受けて、農地ごとに小作料の最高額を定めなければならない。

2 市町村農業委員会は、前項の額を定めたときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の基準が変更されたときは、同項の規定により市町村農業委員会が定めた額は、変更後の基準の従前の基準に対する比率に応じて変更されたものとみなす。

(小作料の定額金納)

第二十二條 小作料を定める契約では、その額は、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえない範囲の金額の金銭で定めなければならない。

2 前項の規定に違反する契約については、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額を小作料の額と定めたものとみなす。

(小作料の支払又は受領の制限)

第二十三條 小作料は、金銭以外のもので支払い、若しくは受領し、又は第二十一條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは受領してはならない。

2 どのような名目によるのであつても、前項の規定による制限を免かれる行為をしてはならない。

(小作料の減額請求権)

第二十四條 小作料の額が、田にあつては、收穫された米の価額の二割五分、畑にあつては、收穫された主作物の価額の二割五分をこえるときは、小作農は、その農地の所有者又は賃貸人に対し、その割合に相当する額になるまで小作料の減額を請求することができる。

(契約の文書化)

第二十五條 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、小作料の額及び支払条件その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにするとともに、その写を市町村農業委員会に提出しなければならない。

(利用権設定に関する承認)

第二十六條 耕作の事業を行う者は、左に掲げる事項を目的とする土地又は立木についての使用収益の権利(以下「利用権」という。)を取得する必要があるときは、省令で定める手続に従い、市町村農業委員会の承認を受け、土地又は立木の所有者その他これらに關し權利を有する者に対し、利用権の設定に關する協議を求めることができる。

一 自家用の薪炭とするための原木の採取

二 自家用の燃料とするための枝、落葉等の採取

三 自家用の肥料、飼料又は敷料

とするための草又は落葉の採取
四 耕作の事業に附随して飼育する家畜の放牧

2 前項第一号に掲げる事項を目的とする利用権の設定については、市町村農業委員会は、左に掲げる場合に限り、同項の承認をすることが出来る。

一 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていて土地について利用権を設定しようとする場合

二 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていて土地についてその採取をすることができなくなつた場合において、これに代るべき土地に利用権を設定しようとする場合

三 他の耕作の事業を行う者が慣行又は契約により原木の採取をしていて土地について利用権を設定しようとする場合

3 市町村農業委員会は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、その申請に係る協議の相手方その他省令で定める者の意見を聞かなければならない。

4 市町村農業委員会は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

5 第一項の規定は、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六

号）による国有林野には、適用しない。

（裁定の申請）

第二十七條 前條第一項の協議がととのわす、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、省令で定める手続に従い、その利用権の設定に關し市町村農業委員会に裁定を申請することが出来る。

（意見書の提出）

第二十八條 市町村農業委員会は、前條の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る利用権設定の相手方にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならぬ。

2 市町村農業委員会は、前項の期間経過後二箇月以内に裁定をしなければならぬ。

（裁定）

第二十九條 利用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積又は立木の所在、樹種及び数量

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

四 対価

五 対価の支払の方法

2 前項の裁定は、同項第一号から第三号までの事項については、申

請の範囲をこえてはならない。

第三十條 市町村農業委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八條第一項の通知をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。

第八十五條第一項第三号の規定による訴願に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 利用権を設定すべき旨の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

3 民法第二百七十二條但書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二條（賃借権の譲渡又は転賃の禁止）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（市町村等の利用権設定）

第三十一條 第二十六條から前條までの規定は、市町村又は農業協同組合が耕作の事業を行う者のために第二十六條第一項に掲げる事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認められた場合に準用する。

（利用権の保護）

第三十二條 耕作の事業を行う者が第二十六條第一項に掲げる事項を行うことを目的とする有償の契約については、第十八條から第二十条まで及び第二十五條の規定を準

用する。

第四節 競売及び公売の特例

（競売の特例）

第三十三條 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、競売期日、再競売期日又は入札期日において許すべき競売価額の申出がないときは、その競売を申し立てた者は、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を買い取るべき旨を申し出る事が出来る。

2 農林大臣は、前項の申出があつたときは、左に掲げる場合を除いて、次の競売期日、再競売期日又は入札期日までに、裁判所に対し、その土地を第十二條第一項の政令で定めるところの規定により算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

一 最低競売価額又は最低入札価額が第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額をこえる場合

二 国が競売人となれば、その土地の上にある留置権、先取特権、質権又は抵当権で担保される債権を弁済する必要がある場合

三 売却条件が国に不利になるように変更されている場合

3 前項の申入があつたときは、国

は、民事訴訟法又は競売法による最高価購買人又は最高価入札人となつたものとみなす。この場合の競買価額又は入札価額は、第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

（公売の特例）

第三十四條 国税徴収法（明治三十四年法律第二十一号）による滞納処分（その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。）により公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合に、滞納処分を行う行政庁が、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林大臣は、前條第二項第二号及び第三号に掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。

2 前項の申入があつたときは、国は、公売により買受人となつたものとみなす。

（市町村農業委員会への通知）

第三十五條 農林大臣は、第三十三條又は前條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、市町村農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第五節 国からの売却

（農地、採草放牧地等の売却の相手方）

第三十六條 国は、第九條第一項若しくは第二項若しくは第十五條第一項の規定により買収し、又は第十六條第一項の規定に基づく申出により買収した農地及び採草放牧地、所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する農地及び採草放牧地のうち農林大臣が定めるもの並びに第三十三條又は第三十四條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を、この節に規定する手続に従い、左に掲げる者に売り渡す。但し、第八十條の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をする場合は、この限りでない。

一 その土地が小作地又は小作採草放牧地（次号に掲げるものを除く。）である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つてゐる者（耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行つことができなくなつたため、その土地を貸し付けてゐる場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行つことができないようになれば直ちにその事業を行つと市町村農業委員会が認めた場合）にあつては、その貸主で自作農として農業に精進する見込があるもの

二 その土地が共同利用することが適当な採草放牧地である場合には、地方公共団体又は農業協同組合

三 前二号以外の場合には、自作農として農業に精進する見込がある者で市町村農業委員会が適当と認めたもの

2 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十四條第一項の規定によりあわせて買収した土地、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（以下「附帯施設」という。）があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売渡を受ける者にあわせて売り渡す。

（買受の申込）

第三十七條 前條第一項の農地又は採草放牧地を買い受けようとする者は、省令で定める買受申込書を市町村農業委員会に提出しなければならない。

（市町村農業委員会の関係書類の送達）

第三十八條 市町村農業委員会は、第三十六條第一項各号の一に該当する者から前條の買受申込書の提出があつたときは、これに基づき、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に送達しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 売り渡すべき附帯施設があるときは、土地については所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

四 その他省令で定める事項

（売渡通知書）

第三十九條 都道府県知事は、前條の規定により送達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その請求をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号から第三号までに掲げる事項

二 売渡の期日

三 対価

四 対価の支払の方法

五 その他必要な事項

2 前項第三号の対価は、第十二條第一項（第十四條第二項で準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第十一條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

（効果）

第四十條 前條の規定による売渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された売渡の期日に、その農地若しくは採草放牧地の所有権又は附帯施設である土地、立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。

（対価の支払）

第四十一條 第三十六條の規定により売り渡した農地、採草放牧地及び附帯施設の対価の支払は、支払期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利五分五厘の均等年賦支払の方法によるものとする。但し、その農地、採草放牧地又は附帯施設を買い受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支払の方法によるものとする。

（対価の徴収の委任）

第四十二條 国は、政令で定めるところにより、前條の対価の徴収を市町村にさせることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、国は、省令で定めるところにより、その責任を免除することができる。

（督促、滞納処分等）

第四十三條 第三十六條の規定による売渡を受けた者がその指定された期日までにその対価を支払わなかつたときは、国は、督促状により、期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 前項の督促状で指定された期限までに對価の支払がないときは、その期限満了の日の翌日から對価の支払の日までの日数に応じ、滞納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

3 第一項の對価及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処分を請求することができる。

4 国が前項の規定により市町村に對して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一條の對価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 国税徴収法第四條ノ一（繰上徴収）、第四條ノ九（書類の送達）、第四條ノ十（公示送達）及び第九條第四項から第十項まで（延滞加算税額の徴収）の規定は、第四十一條の對価の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「延滞加算税額」とあるのは、「延滞金額」と読み替へるものとする。

第三章 未墾地等の買収及び売渡

第一節 買収

（買収の対象）

第四十四條 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があるときは、第四十六條から第五十四條までの規定に従い、左に掲げるものを買収することができる。

一 開墾して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行つべき自作農が採草放牧地、新炭林、防風林、道路、水路、ため池、宅地等として利用する必要がある土地

二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利

三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発する必要があるもの

四 第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工作物でこれらの土地の開発後の利用上必要なもの

五 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用に関する権利

2 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の條件が政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるものでなければならぬ。

(国に対する買収の申出)

第四十五條 市町村農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に對し、前條第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」という。)を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

(買収すべき土地等の調査)

第四十六條 都道府県知事は、第四十四條第一項第一号に該当する土地で自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするものがあると認めるときは、省令で定めるところにより、その土地の傾斜、土性等の自然的條件及びその土地に係る同項第三号から第五号まで(国が所有する土地については同項第二号から第五号まで)に掲げる土地等を調査しなければならない。

(都道府県開拓審議会への諮問)

第四十七條 都道府県知事は、前條の規定による調査をしたときは、その調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

(買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等)

第四十八條 都道府県知事は、前條の規定による諮問に對し、国が買収することが適当である旨の答申があつたときは、左に掲げる事項を定め、これを公示するとともに、市町村農業委員会に通知しなければならない。

一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及び所在

二 土地の利用予定の概要

2 市町村農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して十日間、その事務所で、その通知の内容を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

3 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる。

4 第一項の土地等の所有者、市町村農業委員会その他その土地等の買収について意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その意見書の内容を都道府県開拓審議会に通知し、その土地等を国が買収することの適否について、同項の期間満了後、更に都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による諮問に對し、その土地等の全部又は一部について、これを国が買収することが不適当である旨の答申があつたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又はこれを変更しなければならない。

(土地の形質の変更等の制限)

第四十九條 前條第一項の規定による公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を収去し、若しくは損壊してはならない。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場合及び省令で定める場合は、この限りでない。

(買収令書の交付及び縦覧)

第五十條 都道府県知事は、第四十八條第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に對し都道府県開拓審議会から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき)は、その土地等につき左に掲げる事項を記載した買

收令書を作成し、これをその土地等の所有者に、その謄本を市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支払の方法(次條第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)

六 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定により買収令書を作成する場合において、買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権があるとときは、その権利を有する者に対して、省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。この場合には、買収令書及びその謄本の交付は、その期間経過後にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付をすることができないときは、その内容を公示して交付に代えることができる。

4 市町村農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算

して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

(対価)

第五十一條 前條第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から前條第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 対価の支払を受けるべき者を確定することができない場合

三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)

第五十二條 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その買収の目的となつた第四十四條第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同項第五号の権利は、国が取得し、同項第二号の権利は、消滅する。

2 前項の規定により国が第四十四條第一項第一号若しくは第三号の土地又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を所得したときは、その土地、立木又は工作物に

関する所有権以外の権利は、その時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

4 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

5 第十三條第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(補償金の交付)

第五十三條 国は、前條第二項の規定により消滅した権利（先取特権、質権及び抵当権を除く。）でその土地等に係る第四十八條第一項の公示の時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出した額の補償金を交付する。

2 前項の規定による補償金の交付の手續は、省令で定める。

(電線路施設用地の特例)

第五十四條 第五十二條第一項の規定により国が取得した土地につきその取得の時に公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業者又は同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）第三十條第二項の事業を営む者（以下「電気事業者」と総称する。）のために電線路の施設（電線、電柱、電線支持物、電線支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しくは使用

賃借による権利があるときは、第五十二條第二項の規定にかかわらず、これらの権利は、消滅しない。

2 第五十二條第一項の規定により国が取得した土地が、その取得の時に電気事業者が所有権、地上権、賃借権又は使用賃借による権利に基き電線路の施設のために供していたものである場合には、その取得の時に、その電気事業者のためにその電線路の施設を目的として、その土地を承役地とし、その電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線支持物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定されたものとみなす。この場合において、従前の権利に存続期間の定めがあるときは、地役権の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

4 第二項の規定により地役権の設定は、その登記がなくても、その承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者にこれをもつて對抗することができる。

5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的である工場財団、鉄道財団又は軌道財団に属しているときは、その地役権は、その抵当権の目的となるものとする。

(不用物件の収去)

第五十五條 国は、第四十四條の規定により買収した土地又は工作物

の上にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、都道府県知事が省令で定める収去令書による物件の所有者又は占有者に交付しなければならない。

3 第一項の物件で第四十八條第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者は、前項の規定による収去令書の交付があつた場合において、収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、省令で定める手續に従い、国に対し、その買収を請求することができる。

4 第五十條から前條までの規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、第五十條第一項中「第四十八條第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき）」とあるのは、「第五十五條第三項の規定による請求があつたとき」と読み替へるものとする。

5 国は、第一項の物件で第四十八條第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者又は占有者が同項の規定による命令に基き収去によつて損失を受けた場合には、省令で定める手續に従い、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(漁業権の消滅等)

第五十六條 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があり、且つ、国土資源の利用に関する総合的な見地から適当と認められるときは、漁業権若しくは入漁権を消滅させ、又は公有水面の埋立をする権利を買収することができる。

2 前項の規定により権利を消滅させ、又は買収するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十條及び第五十一條の規定は、前項の規定による諮問に対する権利を消滅させ、又は買収することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、漁業権又は入漁権については、これらの規定中「買収」とあるのは、「権利消滅」と、「買収令書」とあるのは、「権利消滅通知書」と、「対価」とあるのは、「補償金額」と読み替へるものとする。

4 国が権利消滅通知書に記載された漁業権又は入漁権の消滅の期日までに補償金の支払又は供託をしたときは、その期日に、その漁業権（その上にある先取特権及び抵当権を含む。）又は入漁権は、消滅する。

5 前項の規定により消滅する先取特権又は抵当権を有する者は、第三項で準用する第五十一條第二項若しくは第三項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

6 国が買収令書に記載された公有

水面の埋立をする権利の買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その権利は、国が取得する。

7 国が権利消滅通知書又は買収令書に記載された権利消滅の期日又は買収の期日までに補償金又は対価の支払又は供託をしないときは、その権利消滅通知書又は買収令書は、効力を失う。

8 第十三條第四項の規定は、第四項及び前二項の場合に準用する。

(使用)

第五十七條 国は、自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地の造成のための建設工事をする場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用する必要がある土地又は井戸、えん堤等の施設で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近にあるときは、これを使用することができる。

2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十條第一項、第三項及び第四項並びに第五十一條第三項の規定は、前項の規定による諮問に対し土地又は施設を使用することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、第五十條中「買収令書」とあるのは、「使用令書」と、同條第二項中「買収の期日」とあるのは、「使用権の内容、使用開始の期日及び使用期間」と、それぞれ読み替へるもの

とする。

4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当な額とする。

5 都道府県知事が第三項で準用する第五十條の規定により使用命令書を交付したときは、その使用開始の期日に、その土地又は施設の使用権を国が取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、その使用権の行使の妨げとなる範圍で使用する期間その行使を停止される。

6 国は、前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同項の規定による権利の行使の停止によつて損失を受ける場合には、省令で定めるところにより、その者に對し、通常生ずべき損失を補償する。

(被使用者の買収請求)

第五十八條 前條の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、省令で定める手続に従い、国に對し、その買収を請求することができる。

2 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

(代地の買収)

第五十九條 国は、第四十四條第一項の規定により同項第一号に掲げる土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の當時のその土地の所有者に對

し、その土地に代るべき土地として売り渡すために必要な近傍の土地(その土地の上にある立木を含む。)を買収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により買収することを相当とする土地があるとき、省令で定めるところにより、その土地を調査しなければならない。

3 第四十七條から第四十九條までの規定は、前項の規定による調査をした場合に準用する。

4 都道府県知事は、前項で準用する第四十八條第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に對し都道府県開拓審議会から国が買収することが適當である旨の答申があつたとき)は、その土地を買収することについて、農林大臣に對し、その承認を申請しなければならない。

5 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第六十條 第五十條(第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む。)の規定による買収命令書、権利消滅通知書又は使用命令書の交付及び第五十五條第二項(第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む。)の規定による収去命令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第二節 売渡

(売り渡すべき土地等)

第六十一條 国は、左に掲げるものを次條から第六十七條までに規定する手続に従い、売り渡すことができる。

一 第四十四條第一項の規定により買収した土地等

二 第五十八條第一項の規定に基

く請求により買収した土地又は施設

三 第七十二條の規定により買収した土地等

四 所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地等

五 公有水面埋立法(大正十三年法律第五十七号)により農林大臣が造成した埋立地

(土地配分計画)

第六十二條 前條の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行ふものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事(政令で定める地区については、農林大臣)は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。

(買受予約申込書の提出)

第六十三條 前條第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一條に掲げる土地等を買受けるようとする者は、省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地

を管轄する市町村長を経由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前條第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しなければならない。

(売渡予約書の交付)

第六十四條 都道府県知事は、前條の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちから都道府県開拓審議会の意見を聞いて適當と認められる者を選定し、その者に省令で定める売渡予約書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前條の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県開拓審議会の意見を聞いてその者に売り渡すことを相当と認めたときは、これらの者に對しても売渡予約書を交付することができる。

(買受の申込)

第六十五條 前條の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された市町村農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

(市町村農業委員会の関係書類の進達)

第六十六條 市町村農業委員会は、前條の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

三 その他省令で定める事項

(売渡通知書)

第六十七條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その購本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号及び第二号に掲げる事項

二 その土地等の用途

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期

七 その他必要な事項

2 前條第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第四十條から第四十三條までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

(一時使用)

第六十八條 第六十四條の規定による

る売渡す約書の交付を受けた者が、省令で定める手続に従い、都道府県知事に第六十一條に掲げる土地等の使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めるときは、国は、同條の規定による売渡をするまでの間、その土地等を都道府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。

2 前項の規定による土地等の使用は、建物を除き、無償とする。但し、その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげる事ができると認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三條の規定は、第一項の規定による使用の対価の徴収について準用する。

(代地の売渡)

第六十九條 第五十九條の規定により買収した土地（その土地の上にある立木を含む。）の同條に掲げる者への売渡は、都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木がある場合には、その樹種及び数量

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする

3 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支払は、一時払の方法によるものとする。

4 第四十條、第四十二條及び第四十三條の規定は、第一項の売渡について準用する。

第七十條 国は、第四十四條の規定により土地を買収する場合において、時に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、所管機又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地（その土地の上にある立木を含む。）を買収した土地に代るべき土地として売り渡すことができる。

2 前項の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

(売渡後の検査)

第七十一條 都道府県知事は、第六十一條の規定により売り渡した土地等につき第六十七條第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。（売り渡した土地等の買戻）

第七十二條 国は、第六十一條の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

一 前條の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなつた場合

二 前條の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合

果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合

三 前條の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に對し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及びその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條第二項の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

る前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合に、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が收用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合

三 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

3 第一項の許可を受けなかった行為は、その効力を生じない。（農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外）

第七十四條 第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、第二章第一節（第四條の規定を除く。）及び第二節の規定は、適用しない。

（開墾に関する制限規定の適用除外）

の行為を含む。）については、他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、適用しない。

第七十六條 国がこの法律により買収又は売渡をする場合の登記については、政令で特例を定めることができる。

（土地台帳法の適用の特例）

第七十七條 国が第九條、第十四條、第十五條又は第十六條の規定により買収した土地については、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第四十四條（国有地の適用除外）の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同法を適用する。

2 国がこの法律により土地を買収する場合において、必要があるときは、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、土地台帳法第十八條（地租の申告）、第二十六條（申告）、第四十條（申告義務の継承）又は第四十一條（質権者又は地上権者の申告義務）の規定による申告を土地所有者、質権者又は地上権者に代つてすることができ

3 国がこの法律により売り渡した土地については、土地台帳法の登録については、省令で特例を定めることができる。

（買収した土地、立木の管理）

第七十八條 国が第九條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項、第四十四條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項若しくは第七十二條第一項の

規定により買収し、第十六條第一項の規定に基く申出により買収し、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定に基く申出により買収し、又は第五十五條第三項若しくは第五十八條第一項の規定に基く請求により買収した土地、立木、工作物及び権利並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所屬替を受けたものは、農林大臣が管理する。

2 農林大臣は、前項の規定による管理の権限の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

3 第一項の規定により農林大臣が管理する国有財産につき国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十二條第一項の規定により備えなければならない台帳の取扱については、省令で特例を定めることができる。

4 第一項の規定により農林大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徴収については、第四十二條の規定を準用する。

(所屬替の特例)

第七十九條 国有財産法第十四條第一項第六号の規定は、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

(売却)

第八十條 農林大臣は、第七十八條第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利につい

て、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所屬替をすることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第九條、第十四條又は第四十四條の規定により買収したものであるときは、政令で定める場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者に売り払わなければならない。この場合の売払の対価は、その買収の対価に相当する額(耕地整理組合費、土地区劃整理組合費その他省令で定める費用を国が負担したときは、その額をその買収の対価に加算した額)とする。

(公簿の閲覧等)

第八十一條 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所に

ついて、この法律による買収、買取、使用、消滅請求又は売却に関し、無償で、必要な簿書を閲覧し、又はその謄本の交付を受けることができる。

(立入調査)

第八十二條 農林大臣又は都道府県

知事は、この法律による買収、使用その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の場合には、農林大臣又は都道府県知事は、省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にこれを通知しなければならない。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。

4 第一項の規定による立入は、工作物、宅地及びかき、さく等で囲まれた土地に対しては、日出から日没までの間でなければしてはならない。

5 国は、第一項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、省令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

6 第一項の規定による立入調査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収)

第八十三條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、土地の状況等に関し、都道府県農業委員会又は市町村農業委員会から必要な報告を徴することができる。

(小作地又は小作採草放牧地の状況の縦覧)

第八十四條 市町村農業委員会は、毎年八月一日現在の小作地及び小作採草放牧地の所有状況を記載した書類を作成し、これを九月一日から同月三十日までの間市町村農業委員会の事務所で縦覧に供しなければならない。

(訴願等)

第八十五條 左に掲げる処分(次項に規定するものを除く)に対し不服がある者は、市町村農業委員会に対しては農林大臣に、それぞれ訴願することができる。

一 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項又は第二十條第一項の規定による許可に関する処分

二 第十一條第一項(第十四條第二項、第十五條第二項及び第十六條第二項で準用する場合を含む)の規定による買収令書の交付

三 第二十七條の規定による申請に基く裁定

四 第三十九條第一項の規定による売却通知書の交付

五 第五十條第一項(第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は第五十九條第五項で準用する場合を含む)又は第七十二條第二項の規定による買収令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付

六 第六十七條第一項の規定による売却通知書の交付

七 第七十三條第一項の規定による許可に関する処分

2 第四條第一項、第五條第一項又は第七十三條第一項の規定による許可に関する処分であつて、鉱業権者、租鉱権者又は採石業者を相手方とするものに対し不服がある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

(土地の面積)

第八十六條 この法律の適用については、土地の面積は、土地台帳の面積による。但し、土地台帳の面積が著しく事実と相違する場合及び土地台帳の面積がない場合には、実測に基き、市町村農業委員会(第三章の適用については、都道府県知事)が認定したところによる。

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第八十七條 第八條の規定による公

示又は第九條若しくは第十五條の規定による買収をする場合において、その公示又は買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、都道府県知事は、旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）に基づく耕地整理都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條第二項で準用する旧耕地整理法の規定による土地区劃整理又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業に係る規約によつて、換地処分が発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を目、地積、土性等を考慮して指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく市町村農業委員会に通知しなければならない。（公示の方法）

第八十八條 この法律により都道府県知事がする公示は、都道府県の條例の告示と同一の方法により行うものとし、市町村農業委員会がする公示は、市町村農業委員会の事務所に掲示して行うものとする。（代行）

第八十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるときは、この法律により都道府県知事の権限に属させた事項を処理することができる。

2 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき認めるときは、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項を都道府県知事に処理させることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により処理を命じたとき又は前項の規定によりみずから処理するとき、その旨を告示しなければならない。

（市町村農業委員会に関する特例）
第九十條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二條第一項但書の規定により、市町村農業委員会が置かれていない市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

2 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と読み替へるものとする。

（特別区等の特例）
第九十一條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百十五條第二項（区を設ける市）の

市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

第五章 罰則
第九十二條 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第二十條第一項（第三十二條で準用する場合を含む）、第二十三條又は第七十三條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 第四十九條の規定に違反した者
二 第八十二條第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内で政令で定める。

第九十條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二條第一項但書の規定により、市町村農業委員会が置かれていない市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

2 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と読み替へるものとする。

（特別区等の特例）
第九十一條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百十五條第二項（区を設ける市）の

市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

第五章 罰則
第九十二條 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第二十條第一項（第三十二條で準用する場合を含む）、第二十三條又は第七十三條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 第四十九條の規定に違反した者
二 第八十二條第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内で政令で定める。

別表

都道府県名		第三條第二項第三号の面積	第三條第二項第四号の面積	第六條第一項第二号の面積	第六條第一項第二号の面積
北海道		一一・〇町	二〇・〇町	四・〇町	二・〇町
青森		四・五	一一・八	一・五	
岩手		三・四	二・三・九	一・一	
宮城		三・九	六・三	一・四	
秋田		四・三	一四・〇	一・四	
山形		四・〇	六・六	一・三	
福島		三・四	八・四	一・一	
茨城		三・七	四・三	一・一	
栃木		三・九	四・九	一・二	
群馬		二・七	四・四	〇・九	
埼玉		二・七	三・三	〇・九	
千葉		三・六	三・九	一・一	
東京		二・二	二・五	〇・七	
神奈川		二・〇	二・六	〇・七	
新潟		三・〇	四・二	一・〇	
富山		三・〇	四・〇	一・〇	

石	川	二・七	三・〇	〇・八	
福	井	二・七	三・〇	〇・九	
山	梨	二・一	三・三	〇・七	
長	野	二・六	五・〇	〇・八	
岐	阜	二・〇	五・七	〇・六	
靜	岡	二・三	二・六	〇・七	
愛	知	二・二	二・七	〇・七	〇・三
三	重	二・二	二・七	〇・七	
滋	賀	二・四	三・〇	〇・七	
京	都	二・〇	二・五	〇・六	
大	阪	一・九	二・二	〇・六	
兵	庫	一・八	三・一	〇・六	
奈	良	一・八	二・三	〇・六	
和	歌	一・九	二・二	〇・六	
鳥	取	二・三	六・六	〇・八	
島	根	二・二	五・七	〇・七	
岡	山	二・〇	五・七	〇・七	
広	島	一・六	三・八	〇・五	

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農地法施行法案

農地法施行法案

農地法施行法案

（農地調整法等の廃止）

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。

一 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

山	口	二・二	三・三	〇・七	
徳	島	二・一	二・九	〇・六	
香	川	二・〇	二・三	〇・六	
愛	媛	二・二	二・五	〇・七	
高	知	一・九	二・八	〇・七	
福	岡	二・五	三・一	〇・八	
佐	賀	三・〇	四・五	〇・九	
長	崎	二・一	三・一	〇・七	
熊	本	三・一	七・〇	一・〇	
大	分	二・一	六・四	〇・六	
宮	崎	二・七	五・〇	〇・九	
鹿	兒	二・〇	三・五	〇・七	

二、自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）

（措置法による買収等の経過規定）

第二條 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地法（昭和二十七年法律第 号）の施行の時までに買収又は使用の効力が生じていないものは、なお従

前の例により買収し、又は使用するものとする。

一 旧自作農創設特別措置法（以下「措置法」という。）第六條第五項の規定による公告があつた農地買収計画に係る農地

二 措置法第十五條第三項で準用する同法第六條第五項の規定による公告があつた買収計画に係る農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物

三 措置法第三十一條第四項（同法第三十八條第二項で準用する場合を含む。）の規定による公告があつた未墾地買収計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物

四 措置法第三十七條第二項で準用する同法第三十一條第四項の規定による公告があつた買収計画に係る土地（その土地の上にある立木を含む。）

五 措置法第四十條の四第四項の規定による公告があつた牧野買収計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は権利

2 農地法の施行前に措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條第一項、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件及び前項の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収又は使用に関する効果、対価又は報償金の支払、損失の補償、異議の申立、訴訟、訴訟、登記、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の適用等については、なお従前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十

三條の規定により交換された農地及び農地の施行前に措置法第二十八條（同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む。）の規定により政府が買収した土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお従前の例による。

（措置法による農地の経過規定）

第三條 農地の施行前に措置法第二十八條（同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む。）の規定による売却通知書の交付があつた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の売却に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

2 農地法の施行の際現に措置法第二十九條第一項に規定する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物として国が所有しているもの及び前條第一項第二号の規定により国が買収した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物は、なお従前の例により売却するものとし、その売却に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等についても、また従前の例による。

（譲渡令による譲渡の経過規定）

第四條 農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（以下「譲渡令」という。）第二條第一項の規定による譲渡令書の交付があつた土地物件又は権利の譲渡に関する効果及びその譲

渡に伴う同令第三條第三項の支払金の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

（国有農地、採草放牧地等の管理及び売却）

第五條 農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理している農地及び採草放牧地（第三條、次項及び次條に規定するものを除く。）並びに第二條第一項第一号若しくは第五号又は前條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第九條の規定により買収したものとみなす。

2 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの及び第二條第一項第五号の規定により国が取得した立木、建物その他の工作物又は権利は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第十四條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利（第三條第一項及び次條第一項第三号に規定するものを除く。）
二 措置法第四十一條第一項第二号の規定による決定があつた立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利（第三條第一項に規定するもの

を除く。）

（国有未墾地等の管理及び売却）

第六條 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの、第二條第一項第三号の規定により国が取得した土地、権利、立木又は建物その他の工作物及び第四條の規定により国が取得した土地物件（農地及び採草放牧地を除く。）又は権利は、農地法第五十五條、第五十九條、第三章第二節及び第四章の規定の適用については、国が同法第四十四條第一項の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十條第一項、第三十三條第二項（同法第四十條の二第五項で準用する場合を含む。）又は同法第三十六條の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件
二 措置法第四十條の二第一項の規定により買収した採草放牧地で同法第四十條の六第一項の規定による指定があつたもの
三 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利で前号の採草放牧地に係るもの

四 第一号又は第二号に掲げる土地で措置法第四十一條第四項で準用する同法第二十八條の規定により国が買収したものの
五 措置法第四十一條第一項第三号の規定による決定があつた土地物件

2 左に掲げる土地（その土地の上にある立木を含む。以下この項で同様とする。）で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六條第一項の規定により現に管理しているもの及び第二條第一項第四号の規定により国が買収した土地は、農地法第六十九條及び第七十八條の規定の適用については、同法第五十九條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七條第一項の規定により買収した土地
二 措置法第四十一條の三第一項の規定により売却すべきものと決定された土地
（隣接市町村の指定地域における小作地の所有）

第七條 農地法の施行の際、措置法第三條第一項第一号の規定により、その住所のある市町村の区域に準ずるものとして、隣接する市町村の区域内で指定されている地域において現に小作地を所有している者は、その小作地のうち農地法第六條第一項第二号に規定する面積からその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積を差し引いた面積をこえないものを、同項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができ

る。

（措置法による指定の効力）

第八條 農地法の施行の際、措置法第五條第三号の規定により試験研究又は農事指導の目的に供しているものとして現に指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項

第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

2 農地法の施行の際現に措置法第五條第四号の規定による都道府県知事の指定を受けている区域内にある小作地は、農地法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

3 農地法の施行の際現に措置法第五條第五号の規定による指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

（調整法により定めた小作料の額の制限）

第九條 農地法の施行の際現に農地につき旧農地調整法（以下「調整法」という。）第九條ノ五第一項の規定により定められている小作料の額（その農地につき同法第九條ノ三第一項但書の規定により都道府県知事の許可を受けた小作料の額があるときは、その額）は、農地法第二十一條の規定によりその農地について小作料の最高額の決定及び公示があるまでは、同條第一項の規定により定められ、同條第二項の規定による公示があつた額とみなす。

（調整法による処分に対する訴願）

第十條 農地法の施行前に調整法によつてした市町村農業委員会の処分に対する訴願については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（未墾地の一時使用）

第十一條 農地法の施行の際現に措置法第四十一條の二の規定による

使用をしてゐる者は、農地法第六十四條の規定により売渡予約書の交付を受け、同法第六十八條の規定によりその土地等の使用をしてゐる者とみなす。

(売渡後の未墾地の特例)

第十二條 農地法の施行前に措置法第四十一條第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同條第四項で準用する同法第二十八條の規定により売渡した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（採草放牧地にあつては、同法第四十條の六第一項の規定により指定されたものに限る。以下この條で同様とする。）及び第三條に規定する土地、権利、立木又は工作物その他の物件は、農地法第七十一條から第七十五條までの規定の適用については、同法第六十一條の規定により売渡したものとみなす。この場合において、同法第七十一條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後」とあるのは「旧自作農創設特別措置法第四十一條第二項で準用する同法第二十條第一項の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して五年を経過した後」と、同法第七十二條第一項但書、第七十三條第一項及び第七十四條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後三年」とあるのは「売渡の時期から起算して八年」と読み替へるものとする。

(措置法等による処分等の効力)

第十三條 第二條から前條までに規定するものを除く外、農地法の施行前に措置法、調整法、譲渡令又はこれらの法令に基づく命令の規定

によつてした処分、手続その他の行為は、農地法又は同法に基く命令中にこれに相当する規定があるときは、これらの規定によつてしたものとみなす。

(支払金の徴収)

第十四條 措置法第十六條（同法第二十九條第二項で準用する場合を含む。）同法第二十八條（同法第二十九條第二項又は第四十一條第四項で準用する場合を含む。）若しくは同法第四十一條第一項第一号若しくは第三号の規定による土地の売渡又は第三條に規定する土地の売渡を受けた者又はその一般承継人がその売渡を受けた日から十年を経過しない間にその土地を譲渡したときは、その者は、政令で定める場合を除き、その譲渡の日から起算して一箇月以内に左に掲げる算式により算出された額を国に支払わなければならない。この場合において、算式中Pは農地法第十二條第一項（同法第十四條第二項で準用する場合を含む。）又は同法第五十一條第一項の規定による政令で定めるところにより算出した額、P'は措置法による売渡の対価、nは売渡を受けた日から譲渡の日までの経過年数（一年に満たない端数は、一年とする。）とする。

$$P - \left\{ P' + \frac{n}{10} (P - P') \right\}$$

2 農地法第四十二條及び第四十三條の規定は、前項の規定による国に対する支払金の徴収について準用する。

3 第一項に規定する売渡を受けた

土地について土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地の所有権の交換分合が行われた場合には、次條の規定による改正後の同法第十條第一項（同法第十條第十一條で準用する場合を含む。）の規定によりその土地に代るべきものと定められた土地又は改正前の同法第十條第三項（同法第十條第十一條で準用する場合を含む。）の規定により指定された土地をそれぞれ第一項に規定する売渡を受けた土地とみなして同項の規定を適用する。

(土地改良法の一部改正)

第十五條 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第四十一條の二第一項」を「農地法（昭和二十七年法律第六十八号）第一項」に改める。

第六十五條中「農地調整法」及び「農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）」を「農地法」に改める。

第八十七條第七項中「自作農創設特別措置法第四十一條第一項」を「農地法第六十一條」に改める。

第一百條を次のように改める。

(旧自作農創設特別措置法等により売渡した土地についての特例)

第一百條 農地の所有権の交換分合により所有者が失うべき土地が農地法第三條第二項第六号に規定する土地であるときは、その交換分合によりその所有者が取得すべき土地でこれと地目、地積その他の條件が近似するものをその失うべき土地に代るべきものとして交換分合計画で定めなければならない。

2 前項の場合において、交換分合計画の定めるところによりこれらの土地について所有権の移転があつたときは、同項及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、前項の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土地を同号に規定する土地とみなす。

(土地改良法の改正に伴う経過規定)

第十六條 前條の規定による改正前の土地改良法第十條第三項（同法第十條第十一條で準用する場合を含む。）の規定により指定された土地は、改正後の同法第十條第一項（同法第十條第十一條で準用する場合を含む。）及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、同号に規定する土地とみなす。

(農業委員会法の一部改正)

第十七條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中「農地等」を「農地、採草放牧地又は新炭林（以下「農地等」という。）」に改める。

第六條第一項第一号を次のように改め、同項第二号を削り、同項第三号中「農地」を「農地等」に改め、同号を第二号とする。

一 農地法（昭和二十七年法律第一号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項

(造林臨時措置法の一部改正)

第十八條 造林臨時措置法（昭和十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号を次のように改める。

二 農地法（昭和二十七年法律第一号）第四十八條第一項（第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示されたもの及び同法第六十一條の規定により売渡されたもの

第二十三條を次のように改める。

(農地法による買収の制限)

第二十三條 造林計画に係る伐採跡地等及び造林地については、農地法第四十四條又は第五十九條の規定による買収をすることができない。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十九條 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中第十六号を第十七号とし、第十六号として次の一号を加える。

十六 農地法（昭和二十七年法律第一号）第八十五條第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第二項中「森林法第九十一條第三項」の下に「又は農地法第八十五條第二項」を加える。

第四十五條中「農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）」を削る。

（自作農創設特別措置特別会計法の一部改正）

第二十條 自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二條中「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）」

第三條第三項の規定による政府に対する支払金」を「農地法施行法（昭和二十七年法律第 号）第十四條の規定による政府に対する支払金」に、「自作農創設特別措置法に基いて発行する証券」を「旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）に基いて発行した証券」に改める。

（登録税法の一部改正）
第二十一條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第八号乃至第九号ノ四」を「第八号、第九号」に改め、同條中第八号ノ二から第九号ノ四までを次のように改める。

九 農地法第三十六條、第六十一條、第六十九條、第七十條又ハ第八十條ノ規定ニ依リ国ヨリ飛渡ヲ受ケタル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

第十九條第十二号を次のように改める。

十二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ

者ガ其ノ事業ノ為ニ取得スル抵當權ノ取得ノ登記

（登録税法の改正に伴う経過規定）
第二十二條 前條の規定による改正前の登録税法第十九條但書、同條第八号ノ二から第九号ノ四まで及び第十二号の規定並びに同條に基づく命令の規定は、これらの号に掲げる登記であつて、この法律の施行前における行為を登記原因とするものについては、この法律の施行後もなおその効力を有する。

（罰則の適用）
第二十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この法律は、農地法の施行の日から施行する。

昭和二十七年三月二十九日印刷

昭和二十七年三月三十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所